

# 大東市受援計画

資料③ 業務別受援マニュアル

令和4年3月

大東市

## 目次

資料 3-1 災害対応業務.....	1
災害 01_各部の配備人員の確認、応援要員の受入れ、配置等に関する業務.....	2
災害 02_ボランティア受け入れに関する業務.....	4
災害 03_被害状況の取材、記録に関する業務.....	6
災害 04_各部に配置する車両の管理に関する業務.....	8
災害 05_罹災台帳の作成、罹災証明書の発行及び発行に伴う調査(被災者支援)に関する業務..	10
災害 06_物品・物資要望の取りまとめ及び要求に関する業務（物資調達・輸送調整等支援システムの運用に関する業務）.....	12
災害 07_義援金の受付、受領に関する業務.....	14
災害 08_災害見舞金、弔慰金の支給に関する業務.....	16
災害 09_防災活動に伴い発生した交通事故、人身事故等の処理及びその他、事故対策に関する業務	18
災害 10_市民からの通報、問い合わせ、苦情の受付に関する業務.....	20
災害 11_被災市民の生活相談に関する業務.....	22
災害 12_災害による伝染病予防のための薬剤散布に関する業務、防疫医薬品および防疫資機材の調達、配布および当該物品の出納に関する業務.....	24
災害 13_災害による搬出された粗大ごみ、塵芥の処理及び粗大ごみ置き場等の確保に関する業務	26
災害 14_し尿の処理に関する業務.....	28
災害 15_遺体の安置に関する業務.....	30
災害 16_仮設住宅の建設に関する業務.....	32
災害 17_仮設住宅への入居、管理等に関する業務.....	34
災害 18_被災建築物等の危険度等の相談に関する業務.....	36
災害 19_被災建築物等の解体撤去に関する業務.....	38
災害 20_重点パトロール箇所のパトロールに関する業務.....	40
災害 21_人畜、土地、家屋の被害状況の調査及び本部への報告に関する業務.....	42
災害 22_担当地区の防災用資機材の要望、調達、配布及び応急復旧資機材の出納に関する業務.	44
災害 23_行方不明者（避難行動要支援者を含む。）の捜索及び収容に関する業務.....	46
災害 24_被災建築物等の小規模な解体撤去に関する業務.....	48
災害 25_避難所の開設・秩序維持に関する業務.....	50
災害 26_避難者の把握(安否確認を含む。)、世話、救護に関する業務、避難した通院患者の状況把握・連絡調整に関する業務.....	52
災害 27_食料、生活必需品及び救援物資等の要求、受領、配給に関する業務、食料等、救援物資、資機材など全体的な物資の流れの把握に関する業務.....	54
災害 28_救援物資の受付及び仕分けに関する業務.....	56

災害 29_輸送計画の策定に関する業務、食料、生活必需品および救援物資、復旧資機材の輸送 に関する業務 .....	58
災害 30_避難行動要支援者の安否確認・支援に関する業務.....	60
災害 31_ボランティアの受入れ、配置等に関する業務 .....	62
災害 32_福祉避難所の開設及び運営(運営支援を含む)に関する業務 .....	64
災害 33_福祉避難所における食料、生活必需品及び福祉物資・資機材等の要求、調達に関する業務	66
災害 34_災害時における保健指導等に関する業務 .....	68
災害 35_災害時における負傷者、急病人の治療等に関する業務 .....	72
災害 36_避難所の巡回診療に関する業務 .....	74
災害 37_施設の保全に関する業務 .....	76
災害 38_施設の保全等に関する業務.....	78
災害 39_応急給水等に関する業務 .....	80
災害 40_窓口、電話対応に関する業務 .....	82
災害 41_給配水管の応急復旧及び給配水の確保に関する業務 .....	84
資料 3-2 通常業務 .....	86
通常 01_損耗した初期消火器具の整備に関する業務、消防団員の募集、任免等に関する業務 ...	88
通常 02_ふるさと納税の受付等に関する業務 .....	90
通常 03_農地転用関係事務に関する業務、セーフティーネット保証制度等の事務に関する業務	92
通常 04_庁舎内の各所修繕に関する業務 .....	94
通常 05_緊急処置を行うための例規制定、改正に伴う例規審査に関する業務 .....	96
通常 06_災害復旧工事等の契約等に関する業務 .....	98
通常 07_施設等の修繕請負の委任行為に関する業務 .....	100
通常 08_災害時における必要な備品等に関する業務 .....	102
通常 09_物品等の発注に関する業務.....	104
通常 10_工事等の請負に関する業務.....	106
通常 11_市税相談(減免)等に関する業務.....	108
通常 12_市税に関する証明書の交付等に関する業務、納税相談等に関する業務、市税の徴収等 に関する業務、市税の口座振替等に関する業務、コンビニ納付等に関する業務、督促状 等の発行、管理等に関する業務、市税滞納者等に関する業務.....	110
通常 13_警察と連携して、防犯対策等に関する業務.....	112
通常 14_飯盛霊園組合と連絡調整等に関する業務 .....	114
通常 15_屋外広告物許可申請等事務に関する業務 .....	116
通常 16_福祉政策(災害対策)立案等に関する業務、医療助成、養育医療に関する業務、生活 困窮者に関する業務 .....	118
通常 17_総合福祉センター、北条コミュニティセンター再開に関する業務.....	120
通常 18_応急的な復旧および再開に関する業務 .....	122
通常 19_給食献立等の変更に関する業務 .....	124

通常 20_開所可能園の臨時受入の調整等に関する業務、保育施設への入所等に関する相談窓口に関する業務 .....	126
通常 21_支払・給付等、運営のための経理に関する業務 .....	128
通常 22_通所等に係る支給認定等に関する業務 .....	130
通常 23_応急的な復旧および再開に関する業務、災害伝言ダイヤルへの録音に関する業務..	132
通常 24_通常再開に関する業務（各保育所） .....	134
通常 25_応急的な復旧および再開に関する業務 .....	136
通常 26_通常再開に関する業務（子ども発達支援センター） .....	138
通常 27_各老人福祉施設等との連絡調整等に関する業務 .....	140
通常 28_地域包括支援センター連絡調整等に関する業務 .....	142
通常 29_地域SOS登録推進事業に関する業務 .....	144
通常 30_あんしん・通報システムに関する業務 .....	146
通常 31_負担割合証の発行に関する業務 .....	148
通常 32_各老人憩の家等の応急復旧に関する事項 .....	150
通常 33_保険料減免、年金免除等の相談に関する業務、各種医療保険給付制度の相談、案内等に関する業務 .....	152
通常 34_保険証、限度額証等の各種証の発行および再発行に関する業務.....	154
通常 35_保険料減免および年金免除の申請受付、他の関係機関との連絡調整に関する業務 ...	156
通常 36_各種給付金（葬祭費、出産育児一時金等）の受付および支給に関する業務、他の関係機関との連絡調整に関する業務 .....	158
通常 37_保険料等の納付相談に関する業務、保険料等の督促および催告に関する業務、保険料等の納付の猶予等に関する業務 .....	160
通常 38_妊娠届出・母子健康手帳の交付に関する業務、各種健康相談に関する業務 .....	162
通常 39_予防接種依頼書発行に関する業務.....	164
通常 40_妊婦、乳幼児への健康支援に関する業務 .....	166
通常 41_各種保健事業の再開に関する業務 .....	168
通常 42_建築基準法に係る建築確認申請書等の調査報告に関する業務、都市計画法に係る許可申請および河川法等の届出に関する業務 .....	170
通常 43_水路、河川、流域調節池、ため池等の応急復旧に関する業務 .....	172
通常 44_公園、緑地等の応急復旧(安全)に関する業務 .....	174
通常 45_市内巡回バスの運行復旧に関する業務.....	176
通常 46_放置自転車等対策関係に関する業務.....	178
通常 47_教職員の安否確認、人員確保に関する業務.....	180
通常 48_被災児童・生徒の心のケアに関する業務.....	182
通常 49_教育に関する文書の管理、收受、発送等に関する業務 .....	184
通常 50_学校施設等の維持・管理等に関する業務 .....	186
通常 51_給食費管理システムの点検・復旧に関する業務.....	188

通常 52_ 奨学貸付基金に関する業務、就学援助に関する業務、児童、生徒、教職員等の検診および予防に関する業務、児童、生徒の災害共済給付に関する業務、学校保健に関する業務.....	190
通常 53_ 所管施設の被災状況の応急復旧に関する業務(総合文化センター、アクロス、来ぶり南郷、来ぶり四條、野外活動センター等)、市内にある文化財の被害状況の把握に関する業務....	192
通常 54_ 所管施設の被災状況の応急復旧に関する業務(市民体育館、龍間運動広場、市立テニスコート、四條体育館、四條グラウンド、北條体育館、北條グラウンド等) .....	194
通常 55_ ①会計管理者公印使用の可否確認に関する業務、②指定金融機関の被災状況確認および資金確保の可否確認に関する業務ほか.....	196
通常 56_ 有価証券の出納・保管に関する業務、支出負担行為の確認に関する業務、物品の出納・保管(使用中の物品に係る保管を除く)に関する業務.....	198
通常 57_ 財産の記録管理に関する業務.....	200
通常 58_ 選挙管理委員会運営に関する業務(選挙期間以外の事務)ほか.....	202
通常 59_ 各局、業務再開準備に関する業務、定例支払、精算事務等に関する業務、選挙機材等の点検・復旧等に関する業務.....	204
通常 60_ 議会システムの点検・復旧等、議会運営に関する業務.....	206

資料 3-1 災害対応業務

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 01

### 各部の配備人員の確認、応援要員の受入れ、配置等に関する業務

業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	3時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	統括班
	責任者（所属、役職）	統括班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

#### (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	各班の配備人員状況の確認	○各班に配備されている人員の状況確認
●	応援部隊の確認	○応援部隊名、到着予定日時(移動要領を含む。)、到着場所(活動拠点)、派遣人数・装備等、活動日程等の確認 ○応援を要する班への伝達
●	被災地等への誘導	○府警察等と連携した、後方支援活動拠点、被災地等へ誘導(要求があった場合)
	連絡所等の設置	
	災害対策現地情報連絡員の調整	
●	資機材等の準備	○広域応援部隊の作業に必要な資機材の準備 ○必要な設備の使用等への配慮
備考		
マニュアル等の有無	有	名称 ○防災支援システム操作マニュアル

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条
			なし
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		<input type="checkbox"/> 防災支援システム操作端末 <input type="checkbox"/> PC <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 無線機	
応援団体に依頼		<input type="checkbox"/> 携帯電話	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】大東市災害対策本部(市民会館または西別館5F)
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 02

ボランティア受け入れに関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	72時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	統括班
	責任者（所属、役職）	統括班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
	社会福祉協議会との調整	
●	住民ニーズの把握	○ボランティアの活動場所、活動内容、人数等の把握
	ボランティアの募集	
●	資機材・備品の確保・管理及び活動拠点の開設	○活動拠点の開設
●	社会福祉協議会や中間支援組織等を含めた連携体制の構築	○ボランティアセンターの開設 ○ボランティア活動の調整
●	現地状況の情報提供	○災害の状況、災害応急対策の実施状況等の情報の伝達及び活動の記録
備考		
マニュアル等の有無	有	名称 ○災害時におけるボランティア活動支援制度（大阪府） ○大東市災害ボランティアセンター開設マニュアル

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等	
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書	なし
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体	○	(社)大東市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	なし
民間企業				
一般ボランティア				
その他				

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備 (社会福祉協議)		○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機 ○車両 ○地図等	
	応援団体に依頼	○携帯電話	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】大東市災害対策本部(市民会館または西別館5F)又は大東市総合福祉センター
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.	災害 03
-----	-------

被害状況の取材、記録に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	3時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	広報班
	責任者（所属、役職）	広報班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
	記録が必要な被害状況の確認	
●	災害写真の撮影等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○写真撮影員の派遣</li> <li>○災害写真撮影</li> <li>○ドローンによる動画撮影</li> <li>○防災支援システム(仮称)への入力</li> </ul>
●	撮影写真の収集・整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災支援システム(仮称)による各部が撮影した写真の収集</li> <li>○他の機関が撮影した写真等の収集</li> </ul>
●	被害状況の集約	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災支援システム(仮称)、各部から収集した情報の整理・集約</li> </ul>
●	被害状況の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>○収集した写真や各部からの情報等を元にした被害状況の記録</li> <li>○広報資料の作成</li> </ul>
備考		
マニュアル等の有無	無	名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等	
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書	なし
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体				
民間企業	○	防災支援システム保守委託業者	施設保守委託業務契約	システム技術者
一般ボランティア				
その他				

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○防災支援システム(仮称)操作端末 ○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機 ○車両 ○カメラ ○ドローン	
応援団体に依頼		○携帯電話	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】大東市災害対策本部(市民会館または本庁広報室)
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 04

各部に配置する車両の管理に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	3時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	総務班
	責任者（所属, 役職）	総務班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
●	配車状況と応援が必要な台数の把握	○市所有車両の配車状況の整理 ○不足車両の種類・台数等調達依頼に必要な情報の整理
	不足車両に対応した車両の応援依頼	
●	調達状況の報告	○応援車両を配車する各部へ調達状況を報告
●	緊急通行車両の確認	○標章及び緊急通行車両確認証明書の交付手続き
●	緊急通行車両等の申請	○民間業者等から調達した車両の緊急通行車両等の申請手続き
備考		
マニュアル等の有無	無	名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市 四條畷市、生駒市 長浜市 松阪市 大阪府(国、関西広域連合)	災害相互応援協定書	なし
		大規模災害時における相互応援協定	
		大規模災害時における相互応援協定	
		大規模災害時における相互応援協定	
		災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業	○ 藤本産業株式会社 川本産業株式会社	災害時における物資の供給協力に関する協定	なし
		災害時における燃料等の供給協力に関する協定書	
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備	○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機		
応援団体に依頼	○携帯電話		
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】大東市災害対策本部(市民会館または西別館5F)
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.	災害 05
-----	-------

### 罹災台帳の作成、罹災証明書の発行及び発行に伴う調査(被災者支援)に関する業務

業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	1週間以内	
業務担当	班名(災害対策本部)	総務班
	責任者(所属, 役職)	総務班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

#### (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
●	罹災台帳の作成	○家屋台帳・住民基本台帳・外国人登録原票をもとにした全世帯の罹災台帳の作成 ○建築物の被災状況調査結果に基づいた必要事項の登録(応急対策部現地指導班と連携)
●	(必要に応じて)被災者台帳の作成	○個々の被災者の被害状況・各種支援措置の実施状況・配慮を要する事項等を記載した被災者台帳の作成
●	申請受付会場の準備	○罹災証明書、罹災届出証明書の申請受付会場の設営、案内
●	申請受付及び相談対応	○申請受付窓口対応及び罹災証明書発行に関する問い合わせの対応 ○制度に関する資料の配布
●	罹災証明書、罹災届出証明書の発行	○申請受付に基づいた罹災証明書、罹災届出証明書の発行作業
●	被害認定調査の実施	○家屋の住宅被害調査(1次及び2次)の実施及び調査に基づく被害状況の判定
●	相談件数、申請の受付状況、証明書発行状況の整理	○相談件数、申請受付状況、罹災証明書発行状況、罹災届出証明書発行状況、罹災届出証明書発行状況の整理
備考		
マニュアル等の有無	有	名称 ○災害に係る住家被害認定 業務実施体制の手引き ○被災者支援システム操作マニュアル

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	北河内7市	災害相互応援協定書	罹災証明及び住宅被害調査に関する支援経験者
	四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		<input type="checkbox"/> 被災者支援システム端末 <input type="checkbox"/> PC <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 無線機 <input type="checkbox"/> スキャナー <input type="checkbox"/> デジタルカメラ <input type="checkbox"/> メジャー <input type="checkbox"/> 角度傾斜計 <input type="checkbox"/> 調査票 <input type="checkbox"/> 車両	
応援団体に依頼		<input type="checkbox"/> 携帯電話	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】大東市災害対策本部(市民会館または西別館5F)
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 06

物品・物資要望の取りまとめ及び要求に関する業務(物資調達・輸送調整等支援システムの運用に関する業務)		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	24時間以内	
業務担当	班名(災害対策本部)	総務班
	責任者(所属, 役職)	総務班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
●	備蓄状況の把握	○物資調達・輸送調整等支援システムによる避難所等の物資在庫状況の確認
●	支援ニーズの把握	○物資調達・輸送調整等支援システムによる避難所等の物資支援要請の確認
●	調達可能な物資の確認	○協定締結事業者への物資調達依頼、調達可能な物資の確認
●	支援要求内容の整理	○調達可能な物資を踏まえた支援要求内容の整理
●	支援の要求	○物資調達・輸送調整等支援システムによる物資の支援要求、要求状況の確認
備考		
マニュアル等の有無	有	名称 物資調達・輸送調整等支援システム操作

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条
			努めて、物資調達・輸送調整等支援システム操作ができる者
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		<input type="checkbox"/> 物資調達・輸送調整等支援システム操作端末 <input type="checkbox"/> PC <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 無線機	
応援団体に依頼		<input type="checkbox"/> 携帯電話	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】大東市災害対策本部(市民会館または西別館5F)
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 07

義援金の受付、受領に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	総務班
	責任者（所属、役職）	総務班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容		応援に求める内容
	義援金の受入口座の開設		
●	受付窓口の開設		○受付簿・領収書等の準備 ○受付窓口の設置
●	義援金の受付		○義援金の受付 ○受付簿の作成 ○寄託者への領収書交付
	義援金配分計画の作成		
	義援金の配分の実施		
	義援金の配分の公表		
備考			
マニュアル等の有無	無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等	
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書	なし
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体				
民間企業				
一般ボランティア				
その他				

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機	
応援団体に依頼		○携帯電話	
		応援団体に依頼	最小限3日分程度携行
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】市民会館(状況により本庁)で窓口を開設
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 08

災害見舞金、弔慰金の支給に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	総務班
	責任者（所属、役職）	総務班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
●	受付窓口の開設	○受付窓口の設置
●	災害見舞金・災害弔慰金の申請受付	○申請受付窓口対応
●	相談対応	○災害見舞金、弔慰金の支給に関する問い合わせの対応 ○制度に関する資料の配布
	支給決定	
	支出事務	
	府への負担金交付申請等	
備考		
マニュアル等の有無	無	名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	北河内7市	災害相互応援協定書	災害見舞金・災害弔慰金支給に関する支援経験者
	四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		<ul style="list-style-type: none"> <li>○PC</li> <li>○プリンター</li> <li>○固定電話</li> <li>○携帯電話</li> <li>○無線機</li> <li>○案内看板</li> <li>○制度に関する案内資料</li> </ul>	
応援団体に依頼		○携帯電話	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】市民会館(状況により本庁)で窓口を開設
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022 年 3 月 31 日現在

No.	災害 09
-----	-------

### 防災活動に伴い発生した交通事故、人身事故等の処理及びその他、事故対策に関する業務

業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	3 時間以内	
業務担当	班名 (災害対策本部)	総務班
	責任者 (所属, 役職)	総務班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

#### (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
	情報集約窓口の設置	
●	事故情報の受付	○発生日時、場所、原因、事故状況情報の収集、記録
	警察との事故情報の共有、対応協議	
●	事故情報の広報	○事故発生状況及び注意喚起の周知
備考		
マニュアル等の有無	無	名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等	
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書	なし
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体				
民間企業				
一般ボランティア				
その他				

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	<input type="checkbox"/> PC <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 無線機 <input type="checkbox"/> 車両		
応援団体に依頼	<input type="checkbox"/> 携帯電話		
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】市民会館(状況により本庁)で窓口を開設
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 10

市民からの通報、問い合わせ、苦情の受付に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	3時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	情報班
	責任者（所属、役職）	情報班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
	受付窓口の開設	
	窓口開設の広報(周知)	
●	窓口の受付・電話対応	○通報・問い合わせ・苦情内容の聞き取り、記録
●	受付(電話を含む)内容の連絡	○各対策部への通報・問い合わせ・苦情内容の連絡
備考		
マニュアル等の有無	無	名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等	
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書	なし
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体				
民間企業				
一般ボランティア				
その他				

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機		
応援団体に依頼	○携帯電話		
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】市民会館(状況により本庁)で窓口を開設
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年 3 月 31 日現在

No.

災害 11

被災市民の生活相談に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	2 週間以内	
業務担当	班名 (災害対策本部)	情報班
	責任者 (所属, 役職)	情報班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
	特別相談窓口等の開設	
	窓口開設の広報(周知)	
●	窓口の受付・電話対応	○相談内容の聞き取り、記録
●	支援制度・手続き等の案内	○相談事項に応じた内容の説明・配付(チラシ・パンフレット等も活用)
●	受付(電話を含む)内容の連絡	○各対策部への要望事項の連絡
備考		
マニュアル等の有無	無	名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等	
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書	なし
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体				
民間企業				
一般ボランティア				
その他				

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機	
応援団体に依頼		○携帯電話	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】市民会館(状況により本庁)で窓口を開設
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022 年 3 月 31 日現在

No.

災害 12

災害による伝染病予防のための薬剤散布に関する業務 防疫医薬品および防疫資機材の調達、配布および当該物品の出納に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	3 時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	環境衛生班
	責任者（所属, 役職）	環境衛生班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
●	散布場所の把握	○散布が必要な箇所のアドバイス ○散布場所のとりまとめ
●	防疫医薬品、防疫資機材の 備蓄状況と不足量の把握	○必要な医薬品や資機材の種類や量のアド バイス ○医薬品・資機材の在庫のとりまとめ ○散布場所別の不足量のとりまとめ
	医薬品販売業者等からの調 達	
●	防疫医薬品、防疫資機材の 受入・配布	○医薬品や資機材の配布
●	薬剤の散布	○薬剤の散布
	府への被害状況、防疫活動 状況、災害防疫所要見込み 額の報告	
	物品の経費処理	
備考	被災者等の状況、活動状況、医療機関等情報などの共有が必要	
マニュアル等 の有無	無	名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体			
専門団体	○ 北河内薬剤師会	大東市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定	薬剤師
民間企業	○ (株)アカカベ	災害時等における救助用物資の供給等に関する協定	
一般ボランティア	○		なし(散布補助)
その他			

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機 ○器材 ○薬剤 ○車両 ○地図 ○マスク ○ビニール手袋	
応援団体に依頼		○携帯電話	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】環境課執務室 【現場】
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 13

### 災害による搬出された粗大ごみ、塵芥の処理及び粗大ごみ置き場等の確保に関する業務

業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	24時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	環境衛生班
	責任者（所属、役職）	環境衛生班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

#### (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
●	粗大ごみの等の搬出場所の把握と収集ルートを検討	○現地調査 ○情報の収集
●	道路啓開等による収集要請の対応	○現地調査 ○情報の収集
	仮置場の選定	
●	仮置場の設営	○仮置場の準備・運営
●	粗大ごみ等の収集・運搬	○粗大ごみ等の収集 ○現地状況の把握
備考		
マニュアル等の有無	有	名称 ○大東市災害廃棄物処理計画

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等	
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書	災害廃棄物処理業務経験者
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体				
民間企業	○	リネットジャパン(株)	小型家電リサイクルの連携と協力に関する協定書	
一般ボランティア				
その他				

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機 ○車両(運搬車) ○作業着等(ヘルメット、マスク、ゴーグル、手袋、安全靴)	
応援団体に依頼		○携帯電話 ○車両(運搬車、積み込み用重機) ○作業着等(作業服、ヘルメット、マスク、ゴーグル、手袋、安全靴)	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】環境課執務室 【現場】
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 14

し尿の処理に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	3時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	環境衛生班
	責任者（所属, 役職）	環境衛生班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
	仮設トイレが必要な場所、必要個数の確認	
	し尿処理施設の被害状況・復旧見込みの把握	
	し尿処理施設との搬入調整	
	仮設トイレの設置及び収集・運搬の計画作成	
	仮設トイレの調達	
●	仮設トイレの設置・撤去	○避難所等でトイレが不足する箇所への仮設トイレの設置 ○不要になった場合の撤去
●	し尿の収集・運搬	○通常の収集範囲のほか設置した仮設トイレにおけるし尿の収集と処理施設までの運搬
備考	便槽等へ河川氾濫等で水が侵入し、周囲が汚染されていないか確認するため、通常のし尿収集範囲が浸水区域となっていないか確認が必要	
マニュアル等の有無	無	名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○	北河内7市	し尿収集作業員
		四條畷市、生駒市	
		長浜市	
		松阪市	
		大阪府(国、関西広域連合)	
災害相互応援協定書			
災害相互応援協定			
災害相互応援協定			
災害相互応援協定			
災害相互応援協定			
災害対策基本法第68条			
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		<ul style="list-style-type: none"> <li>○PC</li> <li>○プリンター</li> <li>○固定電話</li> <li>○携帯電話</li> <li>○無線機</li> <li>○車両(調査用、し尿収集車(バキューム車))</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○携帯電話</li> <li>○仮設トイレ</li> <li>○車両(し尿収集車(バキューム車))</li> <li>○作業着等(作業服、長靴、靴、ゴム手袋)</li> </ul>	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】環境課執務室 【現場】仮設トイレ設置場所
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.	災害 15
-----	-------

遺体の安置に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	24時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	環境衛生班
	責任者（所属, 役職）	環境衛生班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
	消防署、四條畷警察署などから、遺体の見込み数や状態の情報の入手	
	遺体安置所の選定	
●	遺体安置所の設営	○設営補助
●	遺体の収容、検案の補助、安置、引き渡し	○遺体の収容 ○検案の補助 ○安置 ○引き渡し
備考		
マニュアル等の有無	無	名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条
なし			
専門団体			
民間企業	○	大阪葬祭事業協同組合、(有)駕泉、冠葬社、西蓮社、(株)日本セレモニー、(株)ティア、(有)数内、(株)明倫社	災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定
一般ボランティア	○		なし
その他			

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○PC ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機	
応援団体に依頼		○携帯電話 ○遺体収容安置に必要な資機材や消耗品 ○安置施設	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】環境課執務室 【現場】遺体安置所
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 16

仮設住宅の建設に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	応急対策班
	責任者（所属, 役職）	応急対策班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
●	必要仮設住宅数の把握	○避難所の避難者の応急仮設住宅希望等の把握
●	仮設住宅建設用地の決定	○候補用地リストの被災状況・使用可能性の確認（土地所有者等との協議は除く） ○候補用地の確認 ○住民の意向等の聴取
	府へ建設を要請	
	府から仮設住宅の引継ぎ	
備考	仮設住宅の建設は府が実施することから、府と緊密な連絡調整が必要	
マニュアル等の有無	無	名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条
			建築職 (資格(一級建築士、建築施工管理技士等)が無くても可)
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機 ○車両	
応援団体に依頼		○携帯電話 ○車両	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】都市整備部会議室(西別館は耐震性が無い為、消防本部等での確保が望ましい) 【現場】仮設住宅建設場所
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 17

仮設住宅への入居、管理等に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	応急対策班
	責任者（所属、役職）	応急対策班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
	入居相談窓口の開設	
●	仮設住宅への入居申し込みの受付	○仮設住宅の入居に関する相談対応 ○要配慮者の優先入居希望把握（福祉避難所班との連携） ○入居受付・審査・入居者決定の補助
●	仮設住宅の運営計画（安全確保、健康維持、コミュニティ形成など）の作成	○計画作成へのアドバイス ○各班との調整
●	仮設住宅入居者の整理	○入居者情報の整理、管理
●	入居者相談窓口の設置	○入居者の相談対応
	仮設住宅の閉鎖	
備考		
マニュアル等の有無	有	名称 ○大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度（借上型仮設住宅）マニュアル

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等	
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書	
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
			当該業務経験者	
専門団体				
民間企業	○	(一社)大阪府宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会大阪府本部、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会、アットホーム(株)	※左記4団体が大阪府と協定を締結。	宅建団体
一般ボランティア				
その他				

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機 ○被災者台帳等(但し、市で作成した場合に限る)	
応援団体に依頼		○携帯電話	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】避難所 【現場】仮設住宅、民間住宅
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 18

被災建築物等の危険度等の相談に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	応急対策班
	責任者（所属, 役職）	応急対策班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
	危険度判定が必要なエリア・建物数・宅地の把握	
	危険度判定の計画作成	
	（被災建築物が多い場合）府への判定士の応援要請	
	危険度判定実施の広報	
	交通経路・道路被害状況の把握	
●	民間建築物、宅地の応急危険度判定	○民間建築物・宅地の応急危険度の判定
●	判定結果のとりまとめ	○判定結果の整理・とりまとめ・報告
備考	広域支援を求める場合は、大阪府に支援要請を行う。	
マニュアル等の有無	有	名称 ○大阪府被災建築物応急危険度判定 業務マニュアル ○大阪府被災宅地危険度判定業務 実施マニュアル

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等	
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書	判定コーディネーター (地理感のある職員を希望)、被災建築物 応急危険度判定士、 被災宅地危険度判定 士
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互 応援協定	
		長浜市	大規模災害時における相互 応援協定	
		松阪市	大規模災害時における相互 応援協定	
		大阪府(国、関西 広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体	○ 建築士会		被災建築物応急危険 度判定士	
民間企業	○ 建築士会		被災建築物応急危険 度判定士	
一般 ボランティア				
その他	○ 緊急災害対策派 遣隊 (TEC-FORCE)	災害時等の応援に関する申 し合わせ		

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機 ○判定資機材一式(判定調査票、判定ステッカーなど) ○腕章 ○地図 ○バインダー	
応援団体に 依頼		○携帯電話 ○車両 ○登録証 ○作業着等(作業服、ヘルメット、雨具、防寒具、マスク)	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の 活動環境	活動拠点		【拠点】都市整備部会議室(西別館は耐 震性が無い為、消防本部等での確保 が望ましい) 【現場】被災建築物(市内一円)
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整/ アクティブスクエア大東 など)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 19

被災建築物等の解体撤去に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	応急対策班
	責任者（所属, 役職）	応急対策班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
	市民からの解体撤去に関する相談の受付（補助金等）	
●	解体撤去が必要な建築物の整理	○現場確認
●	解体撤去工事の積算	○業者への見積もり依頼 ○解体撤去工事の積算
	解体撤去工事の発注	
●	解体撤去工事の実施	○解体撤去
●	解体撤去工事の監督	○解体撤去工事の安全性・進捗状況の管理 ○粉塵飛散防止対策、アスベスト飛散防止対策の指導
●	撤去結果のとりまとめ・報告	○解体撤去工事の完了確認 ○工事の記録整理
備考		
マニュアル等の有無	無	名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条
			建築職
専門団体	○		建設業協会、解体工事業協会 など
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機 ○デジタルカメラ ○車両 ○地図 ○解体業者リスト	
応援団体に依頼		○携帯電話 ○車両 ○地図 ○デジタルカメラ	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】都市整備部会議室(西別館は耐震性が無い為、消防本部等での確保が望ましい) 【現場】被災建築物(市内一円)
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022 年 3 月 31 日現在

No.	災害 20
-----	-------

重点パトロール箇所のパトロールに関する業務	
業務区分	災害応急対策業務
開始時期区分	3 時間以内
業務担当	班名 (災害対策本部) 応急対策班
	責任者 (所属, 役職) 応急対策班 副班長
受援担当窓口	部・課名
	担当者(役職)
	連絡先

### (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
	災害対策本部や道路管理者等から交通情報(規制や事故)の収集	
	重点パトロール箇所とパトロールルートの整理	
●	パトロールの実施	○被災の危険度や有無・程度 ○使用の可否、啓開の有無、応急補修の可否などの情報収集
	情報の集約・災害対策本部への報告	
備考		
マニュアル等の有無	無	名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等	
自治体	○	北河内7市	建設・土木職員	
		四條畷市、生駒市		
		長浜市		
		松阪市		
		大阪府(国、関西広域連合)		
災害相互応援協定書	大規模災害時における相互応援協定	大規模災害時における相互応援協定	大規模災害時における相互応援協定	災害対策基本法第68条
専門団体				
民間企業				
一般ボランティア				
その他	○ 市役所OB			

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機 ○車両 ○地図	
応援団体に依頼		○携帯電話	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】都市整備部会議室(西別館は耐震性が無い為、消防本部等での確保が望ましい) 【現場】道路(市内一円)
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 21

人畜、土地、家屋の被害状況の調査及び本部への報告に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	3時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	地区対策班
	責任者（所属、役職）	地区対策班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
●	被害状況の聞き取り・撮影	○住民等からの人畜、土地、家屋の被害状況の聞き取り及び映像撮影
●	被害状況の確認	○聞き取り結果をもとにした現地状況の確認、記録
●	被害状況の報告	○統括部総務班への被害状況の報告
備考		
マニュアル等の有無	有	名称 各地区対策部が作成した地区対策部マニュアル

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等	
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書	なし
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体				
民間企業	○	株式会社 IHARA	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	ドローン操縦技術
一般ボランティア				
その他				

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機 ○カメラ ○車両等		
応援団体に依頼	○携帯電話 ○ドローン一式(株式会社 IHARA)		
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】各地区対策部(中学校)
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 22

### 担当地区の防災用資機材の要望、調達、配布及び応急復旧資機材の出納に関する業務

業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	24時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	地区対策班
	責任者（所属、役職）	地区対策班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

#### (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
●	要望の聞き取り	○住民等からの必要な防災用資機材の聞き取り
●	状況の確認	○聞き取り結果をもとにした現地状況の確認、記録
●	備蓄状況の確認・調達	○応急対策部資材調達班への備蓄状況の確認、調達依頼
●	資機材の配布	○資機材の配布
●	資機材の出納	○配布した資機材の状況確認、回収等
備考		
マニュアル等の有無	有	名称 各地区対策部が作成した地区対策部マニュアル

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等	
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書	なし
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体				
民間企業				
一般ボランティア	○ 自主防災組織		なし	
その他				

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○物資調達・輸送調整等支援システム端末 ○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機 ○仕分け資材等	
応援団体に依頼		○携帯電話	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】各地区対策部(中学校)
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 23

### 行方不明者(避難行動要支援者を含む。)の捜索及び収容に関する業務

業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	24時間以内	
業務担当	班名(災害対策本部)	地区対策班
	責任者(所属, 役職)	地区対策班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

#### (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
●	行方不明者の把握	○自主防災組織、住民等からの行方不明者の聞き取り、記録 ○避難行動要支援者名簿(個別計画を含む)を活用した行方不明者の有無の確認
●	(行方不明者が多数の場合)受付所の開設	○受付所の準備、開設、周知 ○届出の受理、手続及び処理
●	行方不明者の捜索	○捜索状況の記録
●	遺体の収容	○医師による検案
	身元不明の遺体の調査	
備考		
マニュアル等の有無	有	名称 防災支援システム操作マニュアル

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等	
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書	なし
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体	○ 大東市消防団		なし	
民間企業	○	大阪葬祭事業協同組合、(有)駕泉、冠葬社、西蓮社、(株)日本セレモニー、(株)ティア、(有)藪内、(株)明倫社	災害時における遺体の安置・搬送等の協力に関する協定	
一般ボランティア	○	自主防災組織 地域包括支援センター等		なし
その他				

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機 ○避難行動要支援者名簿(個別計画を含む) ○住宅地図 ○車両等	
応援団体に依頼		○携帯電話	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】各地区対策部(中学校)
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 24

被災建築物等の小規模な解体撤去に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	地区対策班
	責任者（所属, 役職）	地区対策班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
	市民からの解体撤去に関する相談の受付	
●	解体撤去が必要な建築物の整理	○現場確認
●	解体撤去工事の積算	○業者への見積もり依頼 ○解体撤去工事の積算
	解体撤去工事の発注	
●	解体撤去工事の実施	○解体撤去
●	解体撤去工事の監督	○解体撤去工事の安全性、進捗状況の管理 ○粉塵飛散防止対策、アスベスト飛散防止対策の指導
●	撤去結果のとりまとめ・報告	○解体撤去工事の完了確認 ○工事の記録整理
備考		
マニュアル等の有無	無	名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条
			建築職、大型車両等の免許取得者、大型特殊免許取得者
専門団体	○		建友会、商工会議所(建設部会)など
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		<ul style="list-style-type: none"> <li>○PC</li> <li>○プリンター</li> <li>○固定電話</li> <li>○携帯電話</li> <li>○無線機</li> <li>○デジタルカメラ</li> <li>○車両(解体撤去用)</li> <li>○解体用資機材</li> <li>○作業着等(手袋、マスク等消耗品)</li> <li>○地図</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○携帯電話</li> <li>○固定電話</li> <li>○デジタルカメラ</li> <li>○車両(解体撤去用、重機(操縦撞含む。))</li> <li>○地図</li> </ul>	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】各地区対策部(中学校)
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.	災害 25
-----	-------

避難所の開設・秩序維持に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	1時間30分以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	地区対策班
	責任者（所属, 役職）	地区対策班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
	避難所等の開設準備	
	避難所等の開設	
●	避難所等の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部との連絡・調整</li> <li>○避難所レイアウトの変更</li> <li>○避難所等の記録</li> <li>○苦情相談窓口の設置</li> <li>○避難所運営委員会の事務局、地域との連携</li> <li>○避難所等の安全確認と危険箇所への対応</li> <li>○防火・防犯</li> <li>○ごみや風呂・トイレなどの衛生管理</li> <li>○ペット対応</li> <li>○ボランティア対応</li> </ul>
	避難所等の閉鎖・施設の返却	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○24時間体制が必要</li> <li>○運営には女性の視点が必要であることに留意</li> </ul>	
マニュアル等の有無	有	名称 ○大東市避難所運営マニュアル

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	北河内7市	災害相互応援協定書	避難所運営支援経験者
	四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体	○(社)大東市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	
民間企業	○大川創業(株)、(株)マルハン、コジマ×ビックカメラ大東店	災害時等における一時避難所としての使用に関する協定	
	○セツカートン	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	
	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	災害時における量の提供に関する協定	
一般ボランティア	○自主防災組織 ○災害ボランティア		区長や民生委員等の地域を熟知している者
その他			

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機 ○車両 ○事務用消耗品 ○大東市避難所運営マニュアル	
応援団体に依頼		○携帯電話	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】各地区対策部(中学校)
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 26

### 避難者の把握(安否確認を含む。)、世話、救護に関する業務 避難した通院患者の状況把握・連絡調整に関する業務

業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	3時間以内	
業務担当	班名 (災害対策本部)	地区対策班
	責任者 (所属, 役職)	地区対策班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

#### (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
●	被災者管理	○避難者カードの配布・回収 ○防災支援システム(仮称)への入力 ○避難者受入れ名簿の作成・管理
●	安否確認等問い合わせ対応	○避難者受入れ名簿に基づいた確認への対応 ○避難者への伝言 ○来訪者対応
	取材対応	
●	避難生活支援	○郵便物・宅配便等の取次ぎ ○ボランティア対応 ○医療機関からの往診の実施 ○健康や支援に関する相談会などの開催
●	処置スペース等の開設	○備蓄医薬品の種類と数量の把握・管理 ○近隣の救護所・医療機関の開設状況の把握 ○病人・けが人発生時の緊急対応
●	医療サポート	○通院患者の有無の把握 ○通院患者の体調等の把握 ○医療機関への収容調整・搬送
●	要配慮者対応	○要配慮者に対応した避難所や福祉施設等への移動意向の確認と入所の調整・搬送
備考		
マニュアル等の有無	有	名称 ○大東市避難所運営マニュアル ○防災支援システム操作マニュアル

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	北河内7市	災害相互応援協定書	避難所運営支援経験者、医師、保健師、栄養士、看護師、介護福祉士、社会福祉主事等
	四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体	○ 大東市消防団		
民間企業	○ 郵便事業(株)大東支店	災害相互協力覚書(被災市民の避難先および被災状況の情報の相互提供)	なし
一般ボランティア	○ 自主防災組織		なし
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	<input type="checkbox"/> 防災支援システム操作端末 <input type="checkbox"/> PC <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 無線機 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 大東市避難所運営マニュアル <input type="checkbox"/> 備蓄医薬品		
応援団体に依頼	<input type="checkbox"/> 携帯電話		
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】各地区対策部(中学校)
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022 年 3 月 31 日現在

No.

災害 27

### 食料、生活必需品及び救援物資等の要求、受領、配給に関する業務 食料等、救援物資、資機材など全体的な物資の流れの把握に関する業務

業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	24 時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	地区対策班
	責任者（所属、役職）	地区対策班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

#### (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
●	物資等の要求	○避難所等で配布する必要数(アレルギー等の食事制限の有無含む)の把握 ○物資調達・輸送調整等支援システム等の入力
●	物資等の受領	○受入場所の確保 ○搬入体制の検討 ○物資等の搬入
●	物資等の調整管理	○物資の在庫状況の確認 ○物資調達・輸送調整等支援システム等の入力・確認
	炊き出し	
●	物資等の配給	○自主防災組織、地域各種団体、ボランティア等との連携による配布 ○配給内容の周知
備考		
マニュアル等の有無	○	名称 ○大東市避難所マニュアル ○物資調達・輸送調整等支援システム操作マニュアル

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等	
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書	なし
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体	○	(社)大東市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	
民間企業	○	ダイドービバレッジ(株)	非常時における飲料供給に関する覚書	
		(株)アカカベ	災害時等における救助用物資の供給等に関する協定	
		(株)コノミヤ	災害時における物資の供給等に関する協定	
		(株)万代	災害時等における物資の供給等に関する協定	
		大阪東部農業協同組合	災害時における物資の供給等に関する協定	
		(株)エースケーティング	災害時等におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協定	
一般ボランティア	○	自主防災組織		なし
その他				

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○物資調達・輸送調整等支援システム操作端末 ○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機 ○炊き出しステーション ○仕分け資材等	
応援団体に依頼		○携帯電話 ○キッチンカー	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】各地区対策部(中学校)
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022 年 3 月 31 日現在

No.

災害 28

救援物資の受付及び仕分けに関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	72 時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	地区対策班
	責任者（所属、役職）	地区対策班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
	輸送拠点・一時保管場所の開設	
	受入れ品目および受付時の留意事項の整理、周知	
●	受付窓口の開設	○電話等の窓口対応 ○対応記録の作成
●	物資の授受	○物資の検品 ○仕分け
●	物資の配分	○配分計画の作成 ○物資の棚卸 ○避難所等への搬送
●	物資の保管	○物資の一時保管 ○在庫状況の管理
備考		
マニュアル等の有無	有	名称 ○物資調達・輸送調整等支援システム操作マニュアル

## (2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	北河内7市	災害相互応援協定書	努めて、物資調達・輸送調整等支援システム操作ができる者
	四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			物流専門家
民間企業	摂津倉庫(株)	災害時における物資の輸送および集積場所の運営等に関する協定	フォークリフト免許、大型自動車免許
	大阪府トラック協会 東北支部	災害時における物資の自動車輸送に関する協定	
一般ボランティア	自主防災組織 災害ボランティア		なし
その他			

## (3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○物資調達・輸送調整等支援システム端末 ○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機 ○プリンター ○事務用品 ○作業着等(作業服、ヘルメット、軍手)	
応援団体に依頼		○携帯電話 ○作業着等(作業服、ヘルメット、軍手)	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】各地区対策部(中学校)
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

## (4) その他

<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点運営は物流専門家等が主体となり、市職員、他自治体、NPO、災害ボランティア等は、その指示に従って業務を行う。</li> <li>・物資を運搬する際の荷役機器の操作は、危険防止のため常に2人以上で行う。</li> <li>・物資の授受・荷出しは、使用可否の判断や数量間違いを防止するため、ダブルチェックを行う。</li> </ul>
---

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 29

輸送計画の策定に関する業務 食料、生活必需品および救援物資、復旧資機材の輸送に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	72時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	地区対策班
	責任者（所属、役職）	地区対策班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
●	物資輸送計画の立案	○協定締結企業等の支援の状況確認 ○交通状況の確認 ○輸送手段等の決定 ○輸送拠点及び交通路・配送システムの整理
●	物資の輸送	○輸送拠点から避難所等への物資の輸送
備考		
マニュアル等の有無	有	名称 ○物資調達・輸送調整等支援システム操作マニュアル

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	北河内7市	災害相互応援協定書	努めて、物資調達・輸送調整等支援システム操作ができる者
	四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体	○		物流専門家
民間企業	大阪府トラック協会東北支部	災害時における物資の自動車輸送に関する協定	大型自動車免許、運送・倉庫業等の配車計画作成経験者
	摂津倉庫(株)	災害時における物資の輸送および集積場所の運営等に関する協定	
一般ボランティア	○ 自主防災組織 災害ボランティア		なし
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○物資調達・輸送調整等支援システム端末</li> <li>○PC</li> <li>○プリンター</li> <li>○固定電話</li> <li>○携帯電話</li> <li>○無線機</li> <li>○事務用品</li> <li>○作業着等(作業服、ヘルメット、軍手)</li> </ul>		
応援団体に依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>○携帯電話</li> <li>○作業着等(作業服、ヘルメット、軍手)</li> </ul>		
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】各地区対策部(中学校)
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 30

避難行動要支援者の安否確認・支援に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	3時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	福祉対策班（教育管理対策班）
	責任者（所属、役職）	福祉対策班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
	避難行動要支援者名簿登録者の安否情報の確認	
	登録者の支援を行う介護サービス事業所の体制状況の確認	
	保護が必要となる児童の保護	
●	巡回チームの編成	○避難行動要支援者の避難場所の整理 ○避難所や在宅避難場所への巡回に必要なチームの編成
●	避難行動要配慮者への対応	○避難所や在宅避難場所の巡回 ○必要な支援や物資の聞き取り ○福祉避難所等への避難要望の確認
●	施設への避難調整	○福祉避難所への避難調整 ○社会福祉施設等への緊急一時入所調整
●	必要物資の配布	○ニーズに対応した必要物資の配布
備考		
マニュアル等の有無	無	名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書
		生駒市、四條畷市	大規模災害時における相互応援協定
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条
専門団体	○	大規模リハビリテーション支援関連団体協議会(JRAT)	介護福祉士、社会福祉士、看護師、介護支援専門員、リハビリテーション職
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機 ○車両 ○行動要支援者名簿		
応援団体に依頼	○携帯電話		
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点	●	【現地】総合福祉センター、いいもりプラザ
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 31

ボランティアの受入れ、配置等に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	72時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	福祉対策班
	責任者（所属、役職）	福祉対策班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
	社会福祉協議会との調整	
●	住民ニーズの把握	○ボランティアの活動場所、活動内容、人数等の把握 ○ボランティアニーズの把握
	ボランティアの募集	
●	資機材の確保及び活動拠点の開設	○活動拠点の開設
●	福祉避難所の支援体制	○要支援者への介助体制の整理 ○要支援者への介助内容の整理
●	社会福祉協議会や中間支援組織等を含めた連携体制の構築	○ボランティアセンターの開設 ○ボランティア活動の調整
●	現地状況の情報提供	○災害の状況、災害応急対策の実施状況等の情報の伝達
備考		
マニュアル等の有無	有	名称 ○災害時におけるボランティア活動支援制度（大阪府）

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等	
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書	一般職、保健師、看護師、社会福祉士
		生駒市、四條畷市	大規模災害時における相互応援協定	
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体	大規模リハビリテーション支援関連団体協議会(JRAT)		介護福祉士、社会福祉士、看護師、介護支援専門員、リハビリテーション職	
民間企業				
一般ボランティア				
その他	○	(社)大東市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	
		中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や異なる組織の活動調整を行う組織)		

(3) 業務資源

		必要な資機材等				
市で準備		○PC	○プリンター	○固定電話	○携帯電話	○無線機
		○車両	○地図	○文房具等		
応援団体に依頼		○携帯電話				
		応援団体に依頼	本市で準備			
応援職員の活動環境	活動拠点	●	【現地】総合福祉センター、いいもりプラザ			
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)			
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)			

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 32

## 福祉避難所の開設及び運営(運営支援を含む)に関する業務

業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	1時間30分以内	
業務担当	班名(災害対策本部)	福祉避難所班
	責任者(所属, 役職)	福祉避難所班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
	開設準備(安全点検や設備の確認など)	
	福祉避難所の開設	
●	福祉避難所利用希望者の把握	○福祉対策班からの情報収集
●	避難所の運営	○避難者カード、問診表の整理 ○避難者名簿の作成、管理 ○郵便物・宅配便等の取次ぎ ○相談窓口対応 ○避難者の健康管理、救護対応 ○食料、物資等の配布 ○施設管理対応(衛生管理含む) ○ボランティア対応
	協定締結社会福祉施設との開設・受入れ調整	
●	協定締結社会福祉施設との連絡調整	○問題の有無やニーズの把握、調整
	応急仮設住宅への優先入居調整	
●	避難所の閉鎖・施設の返却	○返却に伴う施設整備
備考	○24時間体制が必要 ○運営には要配慮者の視点が必要であることに留意	
マニュアル等の有無	有	名称 ○大東市福祉避難所運営マニュアル

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○	北河内7市	避難所運営支援経験者、保健師、栄養士、看護師、介護福祉士、社会福祉主事等
		四條畷市、生駒市	
		長浜市	
		松阪市	
		大阪府(国、関西広域連合)	
災害対策基本法第68条			
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア	○		要配慮者対応経験のある者
その他	○	社会福祉協議会	施設管理者、備品管理者
		NPO法人ほうじょう	
		災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書	
		自然災害等による避難施設の指定について	

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		<input type="checkbox"/> PC <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 無線機 <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 大東市避難所運営マニュアル	
応援団体に依頼		<input type="checkbox"/> 携帯電話	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】総合福祉センター、いいもりぷらざ
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

<p><b>【業務の関連協定】</b></p> <p>① 災害相互協力覚書(被災市民の避難先および被災状況の情報の相互提供)(郵便事業(株)大東支店)</p> <p>② 災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書</p> <p>③ 自然災害等による避難施設の指定について</p>
--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 33

### 福祉避難所における食料、生活必需品及び福祉物資・資機材等の要求、調達に関する業務

業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	24 時間以内	
業務担当	班名 (災害対策本部)	福祉避難所班
	責任者 (所属, 役職)	福祉避難所班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

#### (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
	食料、生活必需品、飲料水等の備蓄内容、備蓄量の把握	
●	食料、飲料水等の必要内容と必要量の調査	○避難者や介助者等への聞き取り等による、食料や飲料に対する要望(制限の有無)の整理
●	生活必需品や必要な福祉物資・資機材の調査	○避難者や介助者等への聞き取り等による、生活必需品等に対する要望の整理
●	食料、生活必需品、飲料水等の不足量の整理	○調査結果のとりまとめ
	災害対策本部との調整	
●	食料、生活必需品、飲料水等の受領、分配	○調達した食料、生活必需品、福祉物資・資機材の受領と避難所への分配
備考		
マニュアル等の有無	有	名称 ○大東市福祉避難所マニュアル

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等	
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書	なし
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体				
民間企業				
一般ボランティア	○		なし	
その他	○	社会福祉協議会	災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書	施設管理者、備品管理者
		NPO法人ほうじょう	自然災害等による避難施設の指定について	

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備	<input type="checkbox"/> PC <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 無線機 <input type="checkbox"/> 市の備蓄(食料、水、毛布、簡易ベッド、パーテーション、簡易トイレ等)		
応援団体に依頼	<input type="checkbox"/> 携帯電話		
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】総合福祉センター、いいもりふらざ
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 34

災害時における保健指導等に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	72時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	医療・救護班
	責任者（所属、役職）	医療・救護班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
	避難所の状況(規模・人数等)の確認	
●	健康相談、栄養相談、心の健康相談	○健康相談の対応
●	健康調査、健康診断の実施	○健康調査の実施
●	健康管理に関する情報の提供	○調査や相談結果を踏まえた健康管理に活用できる各種サービス情報の提供(医療機関や利用可能な制度、民間の活動の紹介など)
●	制度、サービスの利用手続き補助、医療機関等との調整	○利用相談を受けた制度やサービスの手続き補助 ○医療機関等との調整
●	調査結果や保健指導結果等のとりまとめ	○活動の記録の整理
●	避難所のトイレ・洗面所・居室等の衛生状態の確認と指導	○現状と指導内容の報告(アセスメント結果を含む)
備考		
マニュアル等の有無	有	名称 ○大規模災害時における保健師の活動マニュアル ○災害時の保健活動推進マニュアル

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○	北河内7市	保健師、看護師、助産師、臨床心理士、精神保健福祉相談員等
		四條畷市、生駒市	
		長浜市	
		松阪市	
		大阪府(国、関西広域連合)	
専門団体	○ 大阪府看護協会		保健師・看護師・助産師
民間企業			
一般ボランティア			
その他	○ 地域住民有資格者		

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機 ○プリンター ○デジタルカメラ ○各種帳票、記録用紙 ○筆記用具 ○パンフレット・リーフレット(健康相談、保健指導用) ○避難所情報・地図 ○医療機関リスト ○大東市の概要 ○車両 ○保健医療用品 ○防災用品 ○腕章・ゼッケン等		
応援団体に依頼	※別紙一覧表		
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】地域保健課執務室 【現場】避難所
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 大規模災害時における保健師の活動マニュアル

大阪府保健師長会

監修：大阪府健康医療部保健医療室地域保健課

## 【携帯品一覧】

保健・医療用品	携帯用血圧計、聴診器、体温計、脱脂綿、アルコール綿 滅菌ガーゼ(ワンタッチパッド)、絆創膏、弾性包帯、ネット包帯 テープ、三角巾、ゴム手袋、はさみ、毛抜き、摂子 綿棒(パック入り)、ディスプレイブル手袋 消毒薬(アルコール・次亜塩素酸ナトリウム等)、速乾性手指消毒薬 うがい薬、予防衣(エプロン) 口腔ケア用用品(歯ブラシ、コップ、手ぬぐい等)
活動用品	防災服、所属の腕章等、雨具(合羽)、上履き(スリッパ以外) 冬季は防寒着、懐中電灯、ヘルメット、長靴、軍手 地図、記録用紙、筆記用具、クリップ、バインダー、活動資料 マスク(N95・サージカル)、タオル、ビニール袋(多めに)、ゴミ袋 ティッシュペーパー、ウエットティッシュ 非常食、水、ポット、カセットコンロ、紙皿、紙コップ、ラップ
供用	大規模災害時における保健師の活動マニュアル、衛星携帯電話 携帯電話・充電器複数台(公用)、携帯用ラジオ、デジタルカメラ マジック、ポスター用紙、印刷用紙、セロテープ、ガムテープ ホッチキス、ダブルクリップ、ボールペン、付箋、ファイル
IT機器	インターネットのできるパソコン、プリンター FD・CD・USBフラッシュメモリー等の記憶装置
個人物品	本人の身分証明書(職員証)、健康保険証、常備薬、冬季はカイロ 携帯袋(リュック)、上履き、着替え、宿泊セット、ユニホーム 携帯電話・テレホンカード、小銭、筆記用具

## 自分の荷物は最小限に

災害支援では、自己完結を図るため、活動に必要ないろいろな物品を持参する。個人用の荷物はできるだけ少なくする方が望ましい。

## 派遣者との連絡手段・緊急時連絡体制の確保

- ・ 毎日の活動について定時報告を受ける等派遣者との連絡手段は携帯電話やPCによるメール等が考えられる。
- ・ 派遣職員が相談したいときや緊急時の安否確認など24時間連絡がとれる本庁側の体制づくりが必要である



## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 35

災害時における負傷者、急病人の治療等に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	3時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	医療・救護班
	責任者（所属、役職）	医療・救護班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
	人的被害、医療機関の被災状況、活動状況及び被災地医療ニーズの把握	
●	医療救護班の編成	○医療救護班としての参加
●	応急救護所及び医療救護所の開設・運営	○医療機関への搬送の要否及びトリアージの実施 ○傷病者に対する応急処置 ○搬送困難な傷病者及び軽症の傷病者に対する医療 ○助産救護 ○被災住民等の健康管理 ○死亡の確認
	EMIS(広域災害救急医療情報システム)の入力	
備考	医療救護所の設置は、教育対策部と設置を調整する必要がある。	
マニュアル等の有無	有	名称 ○大阪府災害時医療救護活動マニュアル ○大規模災害時における保健師の活動マニュアル ○災害時の保健活動推進マニュアル

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等	
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書	なし
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体	○	(一社)大東・四條畷医師会	大東市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	医師、看護師等
		(一社)大東・四條畷歯科医師会	大東市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	
		北河内薬剤師会	大東市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定	
民間企業				
一般ボランティア				
その他	○	DMAT、JMATなどの府を通じた医療チームの派遣		医師・看護師など

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○PC    ○プリンター    ○固定電話    ○携帯電話 ○無線機    ○医薬品    ○医療用資器材	
応援団体に依頼		○携帯電話 ○医薬品(医師会・薬剤師会・DMAT) ○医療用資器材(医師会・薬剤師会・DMAT)	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【現場】救護所
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 36

避難所の巡回診療に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	24時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	医療・救護班
	責任者（所属、役職）	医療・救護班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
	避難所の状況(規模・人数・要支援者・傷病者等)の確認	
●	避難所の巡回による診療	○避難者の診察・トリアージ・搬送指示等
●	健康管理に関する情報提供(医療機関や利用可能な制度など)	○健康管理に関する情報提供(医療機関や利用可能な制度など)
●	調査結果や診療結果等の報告	○医療救護班への報告
	EMIS(広域災害救急医療情報システム)の入力	
備考		
マニュアル等の有無	有	名称 ○大阪府災害時医療救護活動マニュアル ○大規模災害時における保健師の活動マニュアル ○災害時の保健活動推進マニュアル

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体			
専門団体	○ (一社)大東・四條畷医師会	大東市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	医師、看護師、薬剤師等
	○ (一社)大東・四條畷歯科医師会	大東市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	
	北河内薬剤師会	大東市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定	
民間企業			
一般ボランティア			
その他	○ DMAT などの府を通じた医療チームの派遣		医師・看護師など

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機 ○各種帳票、記録用紙 ○筆記用具 ○避難所情報・地図 ○医療機関リスト ○大東市の概要	
応援団体に依頼		○携帯電話 ○血圧計 ○体温計 ○聴診器 ○訪問かばん ○ヘルメット ○リュック	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】地域保健課執務室 【現場】避難所
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 37

施設の保全に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	3時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	福祉施設班
	責任者（所属, 役職）	福祉施設班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容		応援に求める内容
●	被害状況の把握		○被害状況の調査と整理
●	応急措置		○暫定的な応急措置の実施
●	修繕内容の整理		○委託発注が必要な修繕内容のとりまとめ
	修繕・委託業務の発注		
備考			
マニュアル等の有無	無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体			
専門団体	○		当該業務に関連した経験や知識を有するもの
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		<input type="checkbox"/> PC <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 無線機 <input type="checkbox"/> デジタルカメラ <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 地図 <input type="checkbox"/> 施設図面	
応援団体に依頼		<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 調査用の資機材	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		<b>【拠点】</b> 子ども室執務室 <b>【現場】</b> 南郷保育所、野崎保育所、北条こども園、子ども発達支援センター、四条子育て支援センター、諸福老人福祉センター、北条老人憩の家、野崎老人憩の家
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 38

施設の保全等に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	3時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	教育管理対策班
	責任者（所属, 役職）	教育管理対策班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
●	被害状況の把握	○被害状況の調査と整理
●	応急措置	○暫定的な応急措置の実施
●	修繕内容の整理	○委託発注が必要な修繕内容のとりまとめ
	修繕・委託業務の発注	
備考		
マニュアル等の有無	無	名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○	北河内7市	当該業務に関連した経験や知識を有するもの
		四條畷市、生駒市	
		長浜市	
		松阪市	
		大阪府(国、関西広域連合)	
災害相互応援協定書			
災害相互応援協定			
災害相互応援協定			
災害相互応援協定			
災害対策基本法第68条			
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		<ul style="list-style-type: none"> <li>○PC</li> <li>○プリンター</li> <li>○固定電話</li> <li>○携帯電話</li> <li>○無線機</li> <li>○デジタルカメラ</li> <li>○車両</li> <li>○地図</li> <li>○施設図面</li> </ul>	
応援団体に依頼		<ul style="list-style-type: none"> <li>○携帯電話</li> <li>○調査用の資機材</li> </ul>	
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		<b>【拠点】</b> 大東市教育委員会事務局執務室 <b>【現場】</b> 大東市教育委員会事務局執務室
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 39

応急給水等に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	24時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	給水対策班
	責任者（所属, 役職）	給水対策班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	応援に求める内容
	被害状況の把握 (断水範囲の状況により応援の要請判断)	
●	給水活動の準備	○応急給水資材の調達 ○給水基地である配水池の供給可能量の確認 ○市指定避難所8中学校及び緊急貯水槽での応急給水の準備
●	応急給水の実施	○給水タンク車で市指定避難所8中学校へ飲料水を運搬し、給水を確保 ○緊急貯水槽での応急給水 ○大阪広域水道企業団あんしん給水栓からの応急給水 ○配水池の残量や給水人数等の現地状況の整理
●	優先給水の実施 ※救護所、病院及び医療機関等	○飲料水の供給 ○給水人数等の現地状況の整理
備考		
マニュアル等の有無	有	名称 ○大東市水道災害対策指針 ○大東市水道ビジョン

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 東部大阪8市	東部大阪水道協議会 水道災害時相互応援に関する協定	給水タンク車またはそれに準じる車両を持ち、給水活動ができる
	○ 大阪府	大阪広域水道震災対策相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体	○ 大阪広域水道企業団	大阪広域水道震災対策相互応援協定	給水タンク車またはそれに準じる車両を持ち、給水活動ができる
	○ 日本水道協会		
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC ○プリンター ○固定電話 ○携帯電話 ○無線機 ○加圧給水車 ○給水タンク ○車両積載用飲料水タンク ○携帯用ポリタンク ○非常用飲料水袋 ○仮設給水栓 ○発電機 ○水中ポンプ ○投光器 ○応援車両の駐車場 ○車両燃料給油所 ○応援給水用飲料水の補給場所 ○救援物資の受け入れ基地 ○地図(道路地図・市内の施設配置)		※詳細は大東市水道災害対策指針参照
応援団体に依頼	○携帯電話 ○給水タンク車		※詳細は大東市水道災害対策指針参照
	応援団体に依頼	本市で準備	
応援職員の活動環境	活動拠点	【拠点】灰塚配水場管理棟 【現場】北条中学校、深野中学校、四条中学校、谷川中学校、住道中学校、大東中学校、南郷中学校、諸福中学校、末広公園内緊急貯水槽	
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

・応援自治体からの支援受け入れ対応では、応急給水と応急復旧の両方で大量の人員要請となるため調整が必要である。受援チームをつくり一元的に調整を行う必要がある。

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 40

窓口、電話対応に関する業務		
業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	3時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	給水対策班
	責任者（所属、役職）	給水対策班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容		応援に求める内容
	窓口および電話対応窓口の開設		
	窓口・電話対応		
●	被害状況の整理		○窓口や電話で聴取した被害状況をマッピングシステム等に記録
●	被害状況の報告		○災害対策本部等へ被害状況を共有
備考			
マニュアル等の有無	無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等	
自治体	○	北河内7市	災害相互応援協定書	なし
		四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
		長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
		松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
		大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体				
民間企業				
一般ボランティア				
その他				

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	<input type="checkbox"/> マッピングシステム操作端末 <input type="checkbox"/> PC <input type="checkbox"/> プリンター <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 無線機 <input type="checkbox"/> 地図		
応援団体に依頼	<input type="checkbox"/> 携帯電話		
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】灰塚配水場管理棟
	宿泊場所	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)
	食料等	● (受入れ調整時に調整)	● (受入れ調整時に調整)

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

災害 41

## 給配水管の応急復旧及び給配水の確保に関する業務

業務区分	災害応急対策業務	
開始時期区分	24時間以内	
業務担当	班名（災害対策本部）	水道施設対策班
	責任者（所属、役職）	水道施設対策班 副班長
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援業務	業務内容	具体内容
	地震発生直後の被害状況把握	
	電力・通信・道路等の被害確認	
	非常時給水容量や給水の停止確認	○アクアネット大阪による情報収集
●	巡回点検調査	○通報を受けた被害場所を含めた全般的な被害調査
●	被害状況の報告と整理	○管路被害状況調査票、修繕受付および現場調査票、配水場施設被害状況調査票等の作成、取りまとめ
●	応急復旧計画の作成	○復旧計画の作成補助
●	応急復旧工事用資機材の確保	○資機材の提供
●	配水場・配水管の復旧	○復旧工事作業
備考		
マニュアル等の有無	有	名称 ○大東市水道災害対策指針

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	北河内7市	災害相互応援協定書	施設の被害調査、応急措置の技術を持つ職員
	四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体	大阪広域水道企業団	大阪広域水道震災対策相互応援協定	施設の被害調査、応急措置の技術を持つ職員
	大東市指定管工事業協同組合	災害時における水道施設復旧援助に関する協定書	
民間企業			施設の被害調査、応急措置の技術を持つ職員
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

		必要な資機材等			
市で準備	○PC				
	○プリンター				
○固定電話					
○携帯電話					
○無線機					
○車両の駐車場					
○地図					
○施設図					
○管路図					
○施設復旧に必要な資機材					
応援団体に依頼	○携帯電話				
	○施設復旧に必要な資機材				
	○車両				
				応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点				【拠点】灰塚配水場 管理棟 【現場】
	宿泊場所		●		
	食料等		●		

(4) その他

・応援自治体からの支援受け入れ対応では、応急給水と応急復旧の両方で大量の人員要請となるため調整が必要である。受援チームをつくり一元的に調整を行う必要がある。

資料 3-2 通常業務



## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 01

損耗した初期消火器具の整備に関する業務、 消防団員の募集、任免等に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	1ヶ月以内	
業務担当	担当課名	危機管理室
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	増員者が使用するOA機器・電話機・備品等の準備、書庫等から消火栓等の原簿の搜索	
●	損耗および不足している初期消火器具等の把握	○損耗が激しい等、優先して整備する地区等の選定
●	関係部署等と連携して、初期消火器具等を整備(調達) ※ 火災共済の要員等共同で実施	
●	消防団員の損耗現況掌握(殉職、怪我等)	
●	新入団員の緊急募集、辞令等交付	○消防団長等の意向を確認し、市の運用等を考慮して、優先して補充する分団等を選定
●	新入団員の研修・訓練	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

## (2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	当該業務経験がある職員
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

## (3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○PC×1(3) ○プリンター×1(2) ○固定電話×1(3)	
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】危機管理室執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

## (4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 02

ふるさと納税の受付等に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	産業経済室
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	執務室において、資器材、備品等の掌握・把握	○要資器材等の掌握 ○書類等の把握 ○パソコンやバックアップ用ハードディスク等の使用確認
●	市民会館へ移動し、執務環境の整備	○電源、照明器具等の確保 ○電話の確保 ○パソコン、バックアップ用ハードディスク、USBの設置・起動確認
●	ふるさと納税業務委託事業者3社へ連絡して現況を伝達	○ホームページ上で、被災していることや、ふるさと納税事務が滞っていること等を委託事業者に掲載してもらう。
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	当該業務経験がある職員
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×3 ○プリンター×1 ○固定電話×2		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】産業経済室執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 03

農地転用関係事務に関する業務 セーフティーネット保証制度等の事務に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	1ヶ月以内	
業務担当	担当課名	産業経済室
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	(a)申請・届出関係資料・簿冊の状況確認およびバックアップデータの検索 (b)認定に必要な資料の状況確認	○ネットワークフォルダを確認
●	損傷および不足している関係資料の把握	
●	(a)(b)被災を免れた自治体、国、府等から関係資料を入手 (a)許可・届出済資料が損傷している場合は、現地調査などを実施し、復元	
●	市民会館へ移動および業務の再開	
備考	a: 農地転用関係事務に関する業務 b: セーフティーネット保証制度等の事務に関する業務	
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	当該業務経験がある職員
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×1 ○プリンター×1 ○固定電話×1		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】産業経済室執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022 年 3 月 31 日現在

No.

通常 04

庁舎内の各所修繕に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2 週間以内	
業務担当	担当課名	総務課
	責任者（役職）	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	【庁舎復旧可能時】 庁舎修繕・工事の発注(2名)	
●	【庁舎復旧不能時】 随時、庁舎機能移転の補助 (全員)	
備考		
マニュアル等 の有無		名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×4 ○プリンター×2 ○固定電話×1		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】総務課執務室 【現場】
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.	通常 05
-----	-------

緊急処置を行うための例規制定、改正に伴う例規審査に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	総務課
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	臨時的な措置の検討	
備考		
マニュアル等の有無		名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×4 ○プリンター×2 ○固定電話×1		
応援団体に依頼			
	応援団体に依頼	本市で準備	
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】総務課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 06

災害復旧工事等の契約等に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	財産管理課
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	増員者が使用するOA機器・電話機・備品等の準備(既存のPC等を使用)	
●	業者登録カードの検索、登録業者の被災状況の確認等(受注可能かどうか)	
●	災害による山崩れ、道路の被災等により緊急工事の必要性が発生	
●	緊急を要する工事であるため、契約課で業者を選定し、随意にて契約を締結し、業者に工事を発注(5号随契)	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	当該業務経験がある職員
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×2(3) ○プリンター2(3)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】財産管理課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 07

施設等の修繕請負の委任行為に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	財産管理課
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	増員者が使用するOA機器・電話機・備品等の準備(既存のPC等を使用)	
●	業者登録カードの検索、登録業者の被災状況の確認等(受注可能かどうか)	
●	緊急を要する修繕であり、工事よりも小規模であることから原課に業者の選定・発注を委任し、原課より業者に発注	(災害による山崩れ、道路の被災等により緊急修繕の必要性が発生した場合)
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	当該業務経験がある職員
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×2(3) ○プリンター2(3)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】財産管理課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 08

災害時における必要な備品等に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	財産管理課
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	増員者が使用するOA機器・電話機・備品等の準備(既存のPC等を使用)	
●	業者登録カードの検索、登録業者の被災状況の確認等(受注可能かどうか)	
●	避難所の備品や業務再開に向けた事務備品の不足に購入が必要	
●	原則、契約課により備品等の発注を実施するもの専門性がある技術・知識が必要な備品等については、原課委任で発注を実施	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	当該業務経験がある職員
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×2(3) ○プリンター2(3)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】財産管理課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 09

物品等の発注に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	1ヶ月以内	
業務担当	担当課名	財産管理課
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	電子入札システムの復旧、工事台帳等の検索業務等、工事発注業務に備える。	
●	各課等から物品・印刷物の発注の依頼を受ける。	
●	登録業者の被災状況を確認し、契約課により発注するものの専門性がある技術・知識が必要な備品等については、原課委任で発注を実施	
備考		
マニュアル等の有無		名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	当該業務経験がある職員
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×2(3) ○プリンター2(3)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】財産管理課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022 年 3 月 31 日現在

No.

通常 10

工事等の請負に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	1ヶ月以内	
業務担当	担当課名	財産管理課
	責任者（役職）	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	電子入札システムの復旧、工事台帳等の検索業務等、工事発注業務に備える。	
●	課等から工事の発注の依頼を受ける。	
●	登録業者の被災状況を確認し、契約課により発注	
備考		
マニュアル等の有無		名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	当該業務経験がある職員
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×2(3) ○プリンター2(3)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】財産管理課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 11

市税相談(減免)等に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	課税課
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	市税条例の改正に向け、法規担当課等と調整	
●	現地調査要員の確保に向け、災害復興本部と調整	
●	減免申請受付・現地調査等	
備考		
マニュアル等の有無		名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	固定資産税(家屋)の評価に関する経験がある職員
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC ・情報系×3 ・業務系×3 ・eLTAX 専用×1 ○プリンター×6 ○ドットプリンター×1 ○軽自動車×1 ○標識およびねじ ○デジカメ×2 ○住宅地図×2 ○ブルーマップおよび地番図×各2 ○各種申告・証明書用紙等		
応援団体に依頼			
	応援団体に依頼	本市で準備	
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】課税課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 12

<b>市税に関する証明書の交付等に関する業務</b> <b>納税相談等に関する業務</b> <b>市税の徴収等に関する業務</b> <b>市税の口座振替等に関する業務</b> <b>コンビニ納付等に関する業務</b> <b>督促状等の発行、管理等に関する業務</b> <b>市税滞納者等に関する業務</b>		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	納税債権課
	責任者（役職）	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	執務室内の被災状況確認	○電源、施設等の確認 ○照明、資機材等の被災状況の確認 ○復旧に必要な人員(支援)の見積 ○破損した資機材等の掌握(調達準備)
●	災害対策本部または他課の職員に部屋の片づけ支援を要請(少人数)	
●	資材の掌握	○転倒書庫の整理 ○資機材等の確保(購入)
●	市民会館へ移動および執務場所の確保	
●	窓口の設置準備	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

## (2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

## (3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○基幹系PC×4 ○滞納システム PC×4 ○コンビニデータ受信PC×1 ○プリンター×4 ○固定電話×4 ○レジスター×1 ○証明書偽造防止用紙、督促状、口座不能通知書、再発行納付書等		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】納税債権課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

## (4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 13

警察と連携して、防犯対策等に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	72時間以内	
業務担当	担当課名	市民政策課
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	市民会館へ資器材、関係書類、消耗品等の搬入	
●	執務室の整備を実施しつつ、併行して警察、防犯委員、青パト等への連絡	
●	家屋の無人化等に伴う治安の悪化が想定されることから公用車やパトカー等によるパトロールを実施	○公用車による市内巡回し、施錠等を行うよう注意喚起 ○警察、青パトへの巡回要請 ※当時の被災状況による。 ○警察、市内防犯委員と密な連携
●	防犯灯消灯等に伴う苦情対応。(公用車等による市内パトロールは引き続き実施)	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○固定電話×2(4) ○PC×2(4) ○プリンター×1(2)	
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】市民政策課執務室、市民会館 【現場】市内各所
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022 年 3 月 31 日現在

No.

通常 14

飯盛霊園組合と連絡調整等に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2 週間以内	
業務担当	担当課名	市民政策課
	責任者（役職）	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	新規要員の執務環境の整理 (備品・資機材等の確保)	
●	飯盛霊園組合との連絡調整 各種問合せ対応し、情報発信を実施	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○固定電話×2(6) ○PC×4(8) ○プリンター×1(3)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】市民政策課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 15

屋外広告物許可申請等事務に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	1ヶ月以内	
業務担当	担当課名	環境課
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	現執務室において、物品・書類等の把握等を実施し、市民会館へ移動したのち、執務環境の整備	
●	被災により屋外広告物の落下等による危険性が生じる可能性があるため、公用車にて状況調査、注意呼びかけ	○看板やポールサインの落下または折れ曲がりに対し、頭上注意を呼びかけ ○ネオンサインの破損によるガラス片踏みつけに注意を呼びかけ ○状況調査については、職員も十分安全に注意すること
●	立ち入りを禁止する措置を講ずるよう設置者等に要請、不可能な場合は、職員が立ち入りを禁止する措置を実施	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

## (2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	建築士等
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

## (3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○公用車×1    ○PC×3    ○固定電話×3    ○プリンター×1 ○事業所届出簿冊×事業所数 ○ヘルメット、懐中電灯、安全靴等		
応援団体に依頼	なし		
	応援団体に依頼	本市で準備	
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】環境課執務室、市民会館
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

## (4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 16

<b>福祉政策(災害対策)立案等に関する業務</b>		
<b>医療助成、養育医療に関する業務</b>		
<b>生活困窮者に関する業務</b>		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	福祉政策課
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	執務室の被害状況確認	
●	使用する資器材、備品、書類等の検索・把握	
●	市民会館へ移動し、執務場所を確保	
●	職員が使用するOA機器・電話機・備品等をセットし、執務環境を整備(既存のPCを使用)	
●	福祉政策立案(社協等との連携)、医療助成関係、生活困窮業務の各1名ずつが業務を準備	
●	ボランティアセンター(社協)との調整	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	<b>【執務室】</b> ○PC×1(3)   ○プリンター×1(3)   ○固定電話×1(3) <b>【施設】</b> ○PC×各1   ○プリンター×各1   ○固定電話×各1		
応援団体に依頼			
	応援団体に依頼	本市で準備	
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】福祉政策課執務室、市民会館
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 17

総合福祉センター、北条コミュニティセンター再開に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	1ヶ月以内	
業務担当	担当課名	福祉政策課
	責任者（役職）	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	書庫等から書類確認、PCのバックアップデータ確認	
●	医療台帳等の整備	
●	医師会、歯科医師会、薬剤師会との調整	
●	医療証再発行業務	
備考		
マニュアル等の有無		名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	<b>【執務室】</b> ○PC×1(4)   ○プリンター×1(4)   ○固定電話×1(4) <b>【施設】</b> ○PC×各2(3)   ○プリンター×各2(3)   ○固定電話×各2(3)		
応援団体に依頼			
	応援団体に依頼	本市で準備	
応援職員の活動環境	活動拠点		<b>【拠点】</b> 福祉政策課執務室 <b>【施設】</b> 総合福祉センター、北条コミュニティセンター
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 18

応急的な復旧および再開に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	子ども室(保育・幼稚園グループ)
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	片付けおよび執務室の開設	○ガラス破片等危険なものは特に注意する ○転倒書庫等の整理・整頓
●	業務で使用する必要な資材・備品等の整備	【必要な資材】 ○固定電話2台・無線機 ○PC(基幹系2台・通所用1台・情報系端末1台・国保接続続端末1台・給食メニュー端末1台) ○プリンター ○ハードディスク
●	所管施設から資材等の調達依頼	○所管施設の不足物資を随時調達 ○調達可能業者の情報収集・依頼
●	職員の再配置	○保育従事者の勤務可能人数の確認 ○不足する場合ボランティア要請 ○保育従事者の家族の安否確認の機会確保(休日付与)
備考		
マニュアル等の有無	名称	

## (2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

## (3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×2   ○プリンター×1   ○固定電話×2(3) ○ハードディスク×1   ○無線機(1)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】子ども室執務室 【現場】保育所・幼稚園等所管施設
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

## (4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 19

給食献立等の変更に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	子ども室(保育・幼稚園グループ)
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	食材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食材搬入業者が食材を納入できる体制か確認</li> <li>○食材搬入の時期・量・物品の確認</li> <li>○食品保管方法の確認(冷蔵庫の使用の可否)</li> </ul>
●	給食管理環境の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調理施設・設備の稼働の確認</li> <li>○準備できる食器数の確認</li> <li>○調理に携わる職員数の確認</li> <li>○衛生的に調理できる環境かの確認</li> </ul>
●	給食メニューの変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>○確保できる食材でメニューの変更を考える</li> <li>○当初は非常食(おにぎり・サンドイッチ)の提供も検討</li> </ul>
●	昼食の持参	
●	給食の実施	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○PC×2   ○プリンター×1   ○固定電話×2(3) ○ハードディスク×1   ○無線機(1)	
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】子ども室執務室 【現場】給食調理施設
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 20

開所可能園の臨時受入の調整等に関する業務 保育施設への入所等に関する相談窓口に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	子ども室(保育・幼稚園グループ)
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	入所相談	○臨時措置の要保育要件の設定
●	通常の保育体制が整うまで 家庭での保育	
●	入所の調整	○臨時的な受け入れ可能か確認(民間園も含めて) ○調整方法の検討(頻度・要件etc)
●	入所可能まで待機名簿へ	
●	入所案内へ	○従事者の確保が困難時はボランティア案内 ○施設の被害の場合(被害状況把握)
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×2   ○プリンター×1   ○固定電話×2(3) ○ハードディスク×1   ○無線機(1)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】子ども室執務室 【現場】各保育所
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 21

支払・給付等、運営のための経理に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	1ヶ月以内	
業務担当	担当課名	子ども室(保育・幼稚園グループ)
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	支出起案の作成	○資材等の調達先への支払い ○非常勤職員・臨時職員等への賃金支払 ○民間園への運営委託費・施設型給付支払 ○委託料・需用費の支払
備考		
マニュアル等の有無		名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×2(4)   ○プリンター×1(2)   ○固定電話×2(5) ○ハードディスク(1)   ○無線機(1)		
応援団体に依頼			
	応援団体に依頼	本市で準備	
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】子ども室執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022 年 3 月 31 日現在

No.

通常 22

通所等に係る支給認定等に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	1ヶ月以内	
業務担当	担当課名	子ども室(保育・幼稚園グループ)
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	支援事業者の被災状況の確認	○受け入れ体制の確認
●	相談・支給認定申請	○契約が切れる更新者・新たな申請者の支給決定が必要
●	支給決定・通知	
備考		
マニュアル等の有無		名称

## (2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

## (3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×2(4) ○プリンター×1(2) ○固定電話×2(5) ○ハードディスク(1) ○無線機(1)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】子ども室執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

## (4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 23

応急的な復旧および再開に関する業務 災害伝言ダイヤルへの録音に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	子ども室(各保育所)
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	片づけの実施	○ガラス破片等危険なものは特に注意する ○転倒書庫等の整理・整頓
●	必要な物資の調達要請	【必要資材】 ○固定電話・無線機 ○パソコン ○プリンター ○給食施設の設備確認
●	臨時的な勤務体制の構築	○保育従事者の勤務可能人数の確認 ○不足する場合ボランティア要請 ○保育従事者へ家族の安否確認の機会確保(休日付与)
●	災害伝言ダイヤルの録音 (※各保育所のみ)	【各保育所のみ】 ○施設の被災状況の録音 ○保育時の災害の場合は、児童の安否も含めて安否確認後すぐに録音
●	緊急時の要保護児童の被災状況確認	
●	受け入れ体制が整っていれば受け入れ実施	
●	必要な物資の調達	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	保育士資格を有する職員
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×1(2) ○プリンター×1(2) ○固定電話×1(2)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】各保育所
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 24

通常再開に関する業務(各保育所)		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	1ヶ月以内	
業務担当	担当課名	子ども室(各保育所)
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	再開に向けた総合的な点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常保育に向けて現状把握と課題の整理</li> <li>○行事・イベントの再開計画・準備</li> <li>○遊具等の安全点検</li> <li>○給食施設の設備確認</li> </ul>
備考		
マニュアル等の有無		名称

## (2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	保育士資格を有する職員
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

## (3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×1(3) ○プリンター×1(3) ○固定電話×1(3)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】各保育所
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

## (4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 25

応急的な復旧および再開に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	子ども室(子ども発達支援センター)
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	片づけの実施	○ガラス破片等危険なものは特に注意する ○転倒書庫等の整理・整頓
●	必要な物資の調達要請	【必要資材】 ○固定電話・無線機 ○パソコン ○プリンター ○給食施設の設備確認
●	臨時的な勤務体制の構築	○保育従事者の勤務可能人数の確認 ○不足する場合ボランティア要請 ○保育従事者へ家族の安否確認の機会確保(休日付与)
●	緊急時の要保護児童の被災状況確認	
●	地域住民から避難の要望あり	
●	受け入れ体制が整っていれば受け入れ実施	
●	通常の保育体制が整うまで家庭での保育	
●	必要な物資の調達	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	保育士又は児童指導員の資格を有する職員
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×1 ○プリンター×1 ○固定電話×3 ○携帯電話×2		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】子ども発達支援センター
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 26

通常再開に関する業務(子ども発達支援センター)		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	1ヶ月以内	
業務担当	担当課名	子ども室(子ども発達支援センター)
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	再開に向けた総合的な点検の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通常保育に向けて現状把握と課題の整理</li> <li>○行事・イベントの再開計画・準備</li> <li>○遊具等の安全点検</li> <li>○給食施設の設備確認</li> </ul>
備考		
マニュアル等の有無		名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×1(3) ○プリンター×1(3) ○固定電話×1(3)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】子ども発達支援センター
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 27

各老人福祉施設等との連絡調整等に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	72時間以内	
業務担当	担当課名	高齢介護室(高齢政策グループ)
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	執務室内の被災状況確認	
●	使用する資器材、備品、書類等の検索・把握	○パソコン、データ等の掌握 ○資料、簿冊等の掌握 ○備品、消耗品の確保
●	市民会館へ移動し、執務場所を確保	○電源、照明等の確認 ○資機材等のセット ○机、イス等の確保
●	職員が使用するOA機器・電話機・備品等をセットし、執務環境を整備	
●	各老人福祉施設等と連絡調整を図り、安否等の確認を行い、平行してその他苦情処理を実施	○各老人福祉施設との連絡調整 ○その他苦情処理業務 ○各老人福祉施設の現場検証等 ○各老人福祉施設等への救助応援
●	公用車等を利用し、各施設の現場検証及び救助等を実施	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

## (2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

## (3) 業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○無線機×1    ○PC×2    ○プリンター×1 ○固定電話×3    ○車両×1	
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】高齢介護室執務室 【現場】各老人福祉施設等
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

## (4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 28

地域包括支援センター連絡調整等に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	72時間以内	
業務担当	担当課名	高齢介護室(高齢支援グループ)
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	執務室内の被災状況確認	
●	使用する資器材、備品、書類等の検索・把握	○パソコン、データ等の掌握 ○資料、簿冊等の掌握 ○備品、消耗品の確保
●	市民会館へ移動し、執務場所を確保	○電源、照明等の確認 ○資機材等のセット ○机、イス等の確保
●	職員が使用するOA機器・電話機・備品等をセットし、執務環境を整備	
●	ウインケアシステムの確認	
●	3か所の包括へ連絡被災状況の確認	
●	市災害対策本部の協力者等へ応援要請	
●	関係機関や民生委員と必要に応じて連携	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×2    ○プリンター×1 ○固定電話×3    ○車両×1		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】高齢介護室執務室 【現場】各地域包括支援センター
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 29

地域SOS登録推進事業に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	72時間以内	
業務担当	担当課名	高齢介護室(高齢支援グループ)
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	執務室内の被災状況確認	
●	使用する資器材、備品、書類等の検索・把握	○パソコン、データ等の掌握 ○資料、簿冊等の掌握 ○備品、消耗品の確保
●	市民会館へ移動し、執務場所を確保	○電源、照明等の確認 ○資機材等のセット ○机、イス等の確保
●	職員が使用するOA機器・電話機・備品等をセットし、執務環境を整備	
●	地域SOS登録者情報(災害用)を利用し、状況確認作業の集約を実施	○災害対策本部と連携し、情報収集 ○地域SOS登録者情報との照合 ○社会福祉協議会と情報共有 ○民生委員や校区福祉委員の情報集約
●	必要に応じて、安否確認や親族等に連絡及び救助支援の指示を実施	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×2    ○プリンター×1 ○固定電話×3    ○車両×1		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】高齢介護室執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 30

あんしん・通報システムに関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	72時間以内	
業務担当	担当課名	高齢介護室(高齢支援グループ)
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	執務室内の被災状況確認	
●	OA機器・電話機・備品等の準備、利用者の簿冊、データを掌握	
●	市民会館へ移動し、執務を確保し業務を開始	
●	ALSOKあんしんケアサポート(株)から抜粋された10名の安否確認	
●	直接掛かってくる電話への対応	
●	その他諸々の被災状況等の把握をした上で次の指示をALSOKあんしんケアサポート(株)に提出	
●	災害対策本部等の協力員を要請	
●	関係機関(地域包括支援センター等)や民生委員と必要に応じて連携	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

## (2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・ 技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互 応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互 応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互 応援協定	
	○ 大阪府(国、関西 広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般 ボランティア			
その他			

## (3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×2    ○プリンター×1 ○固定電話×3    ○車両×1		
応援団体に 依頼			
	応援団体に依頼	本市で準備	
応援職員の 活動環境	活動拠点		【拠点】高齢介護室執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

## (4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 31

負担割合証の発行に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	高齢介護室(介護保険グループ)
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
	執務室内の被災状況確認	
	使用する資器材、備品、書類等の検索・把握	○パソコン、データ等の掌握 ○資料、簿冊等の掌握 ○備品、消耗品の確保
	市民会館へ移動し、執務場所を確保	○電源、照明等の確認 ○資機材等のセット ○机、イス等の確保
	職員が使用するOA機器・電話機・備品等をセットし、執務環境を整備	
●	要介護、要支援認定、負担割合証の発行及び苦情処理等を実施	○要介護、要支援認定に関する業務 ○負担割合証の発行に関する業務 ○苦情処理(窓口相談等)に関する業務
	場合によっては、現場に進出	
備考	負担割合証の発行に関する業務のみ受援対象	
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	介護保険業務に携わったことがある職員
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×2    ○プリンター×1 ○固定電話×3    ○車両×1		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】高齢介護室執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 32

各老人憩の家等の応急復旧に関する事項		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	高齢介護室(各老人憩の家・諸福老人センター)
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
	入浴サービス再開等に関する業務	
●	各老人憩の家等の応急復旧に関する事項	
	相談業務(心のケア等)等に関する業務	
備考		
マニュアル等の有無		名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×1(2) ○プリンター×1 ○固定電話×1		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】高齢介護室執務室 【現場】各老人憩の家等
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022 年 3 月 31 日現在

No.

通常 33

保険料減免、年金免除等の相談に関する業務 各種医療保険給付制度の相談、案内等に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2 週間以内	
業務担当	担当課名	保険年金課
	責任者（役職）	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	相談窓口の開設（臨時執務室） 備品等の準備	○机、椅子 ○事務用 PC、プリンタ ○電話
●	氏名、住所、生年月日等を確認	
●	相談内容を聞き取り、制度説明や手続き案内を行う	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

## (2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

## (3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×4    ○プリンター×1 ○固定電話×4		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】保険年金課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

## (4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 34

## 保険証、限度額証等の各種証の発行および再発行に関する業務

業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	保険年金課
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	発行申請用紙に必要事項を記入	
●	本人申し出情報を住基情報と照合	
●	加入状況を説明	○国保連合会 ○後期広域連合
●	PCにて各種証明書を作成交付する	
備考		
マニュアル等の有無		名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×4    ○プリンター×1 ○固定電話×4		
応援団体に依頼			
	応援団体に依頼	本市で準備	
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】保険年金課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 35

保険料減免および年金免除の申請受付 他の関係機関との連絡調整に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	1ヶ月以内	
業務担当	担当課名	保険年金課
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	罹災証明書の発行	
●	減免申請書に必要事項を記入	
●	「災害減免受付票」(仮称)を発行	
●	システム復旧後にデータ入力、税額変更通知を発送	
備考		
マニュアル等の有無		名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×8(12) ○プリンター×4(5) ○固定電話×4(8)		
応援団体に依頼			
	応援団体に依頼	本市で準備	
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】保険年金課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.	通常 36
-----	-------

### 各種給付金(葬祭費、出産育児一時金等)の受付および支給に関する業務 他の関係機関との連絡調整に関する業務

業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	1ヶ月以内	
業務担当	担当課名	保険年金課
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

#### (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	状況に応じて後日受領等、柔軟な対応を検討	
●	申請書に必要事項を記入	
●	受付票(仮称)を発行	
●	給付金の振込及びシステム復旧後にデータ入力	
備考		
マニュアル等の有無		名称

## (2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

## (3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×8(12) ○プリンター×4(5) ○固定電話×4(8)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】保険年金課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

## (4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022 年 3 月 31 日現在

No.

通常 37

保険料等の納付相談に関する業務 保険料等の督促および催告に関する業務 保険料等の納付の猶予等に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	1ヶ月以内	
業務担当	担当課名	保険収納課
	責任者（役職）	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	業務再開に要する資機材の要請	○不足する資機材等の調達準備
●	代替の執務室(市民会館)へ資機材の運び込み	○資機材の設置
●	新たに再開する業務の準備	○書類等の整理・整頓 ○データ等の接続、立ち上げ、内容確認、動作および印字のテスト
●	代替の執務室(市民会館)にて上記業務の再開	○新しい執務場所での納付相談再開等を周知(ホームページ掲載・チラシの配布等)
備考		
マニュアル等の有無	名称	

## (2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

## (3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×3(5)    ○プリンター×2(3) ○固定電話×2(3)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】保険収納課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

## (4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022 年 3 月 31 日現在

No.

通常 38

妊娠届出・母子健康手帳の交付に関する業務 各種健康相談に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	72 時間以内	
業務担当	担当課名	地域保健課
	責任者（役職）	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	執務室内の被災状況確認	○電源・照明等の確認 ○照明、資機材等の被災確認 ○復旧に必要な人員(支援)の見積 ○破損した資機材等の掌握(調達準備)
●	市災害対策本部の要員に部屋の片付け支援を要請(大人数)	
●	部屋の片づけ(少人数)	○転倒書庫の整理・整頓 ○ガラスの破片等の除去 ○電源、照明器具等の確保 ○資機材等の確保(購入)
●	妊娠届出・母子健康手帳の交付の申請受付物品準備	○申請受付時の物品の把握(損耗状況) ○書類や物品の準備 ○PC・プリンター・コピー機等使用可能状態にする ○災害対策本部との連携(避難所との連絡等)
●	妊娠届出・母子健康手帳等の交付の申請受付・発行および各種健康相談受付・対応	
●	健康システムに入力等	
●	関係機関に情報を提供し、支援・協力体制の確立	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	保健師・助産師
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×10   ○健康システムPC×2 ○プリンター×2   ○固定電話×6 ○コピー機×1   ○無線機×1		
応援団体に依頼			
	応援団体に依頼	本市で準備	
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】地域保健課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 39

予防接種依頼書発行に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	72時間以内	
業務担当	担当課名	地域保健課
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	執務室内の被災状況確認	○電源、照明等の確認 ○照明、資機材等の被災確認 ○復旧に必要な人員(支援)の見積 ○破損した資機材等の確保
●	市災害対策本部の要員に部屋の片付け支援を依頼	
●	部屋の片づけ	○転倒書庫の整理・整頓 ○ガラスの破片等の除去 ○電源、照明器具等の確保 ○資機材等の確保(購入)
●	接種希望先の市役所で相談するように市民に説明	
●	予防接種依頼書発行の申請受付書類等準備、発行と説明	○申請受付時の書類等の把握(損耗状況) ○書類等の準備 ○PC・プリンター・コピー機等使用可能状態にする ○災害対策本部との連携(避難所との連絡等)
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	看護師
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×10    ○健康システムPC×2 ○プリンター×2    ○固定電話×6 ○コピー機×1    ○無線機×1		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】地域保健課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 40

妊婦、乳幼児への健康支援に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	地域保健課
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	増員者が使用するOA機器・電話機・備品等の準備	
●	4名体制により母子保健・各種健康相談事務等を実施	
●	関連機関への情報提供と支援の協力体制を確立	
●	健康システムに入力等	
●	訪問指導や確認、必要な情報提供関係機関との連携、同行訪問等	
●	必要な支援を継続	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	保健師・助産師
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×6(16) ○健康システムPC×3(5) ○プリンター×1(3) ○固定電話×7(13)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】地域保健課執務室 【現場】市内各所
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 41

各種保健事業の再開に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	1ヶ月以内	
業務担当	担当課名	地域保健課
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	増員者が使用するOA機器・電話機・備品等の準備、医師会と各種保健事業の再開について連絡調整	※大東・四條畷医師会と連絡を取る。医療機関の復興状況を把握し、事業再開に関する情報収集
●	保健事業再開に係る医療機関等の把握	
●	医師会と調整し、可能な医療機関から再開時期を決定	
●	種保健事業の再開医療機関について、市民に周知	
●	医療機関の被災状況、復興状況を確認	
●	医療機関と調整し、再開時期を決定	
●	再開医療機関について市民に周知	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	保健師・看護師
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×7(23)    ○健康システムPC×3(8) ○国保連PC×1    ○プリンター×1(4) ○健康システムスキャナー×1    ○印刷機×1 ○固定電話×7(20)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】地域保健課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022 年 3 月 31 日現在

No.

通常 42

建築基準法に係る建築確認申請書等の調査報告に関する業務 都市計画法に係る許可申請および河川法等の届出に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2 週間以内	
業務担当	担当課名	開発指導課
	責任者（役職）	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	業務に必要となる資料等の確保	○システム用パソコン、建基法第 42 条道路地図など
●	執務室における窓口等の開設準備	
	開発指導要綱に関する業務	
●	建築基準法に係る建築確認申請書等の調査報告に関する業務	
●	都市計画法に係る許可申請および河川法等の届出に関する業務	
	既存民間建築物耐震診断改修および三世代家族推進事業等に係る補助申請に関する業務	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

## (2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	当該業務経験がある職員
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

## (3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	OPC×1(2)    ○プリンター×1 ○固定電話×1		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】開発指導課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

## (4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022 年 3 月 31 日現在

No.

通常 43

水路、河川、流域調節池、ため池等の応急復旧に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2 週間以内	
業務担当	担当課名	水政課
	責任者（役職）	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	施設管理者との調整	
●	応急復旧業務の発注段取り	
備考		
マニュアル等の有無		名称

## (2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

## (3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×1(2)    ○プリンター×1(2) ○固定電話×1(2)		
応援団体に依頼			
	応援団体に依頼	本市で準備	
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】水政課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

## (4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 44

公園、緑地等の応急復旧(安全)に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	みどり課
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	2名の2班体制で都市公園および地域広場の安全確認	○4名での被災状況および安全確認の結果により復旧優先順位を決定し、順次、応急復旧を業者へ指示
●	状況の把握、市民からの連絡対応および状況に応じて業者への復旧を依頼	
●	遊具等の使用禁止の措置	
●	被災状況・安全確認結果の取り纏め	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	公共土木施設の維持管理業務、災害復旧業務等の経験のある職員
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○無線機×(2)    ○PC×4 ○プリンター×2    ○固定電話×2(3)		
応援団体に依頼			
	応援団体に依頼	本市で準備	
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】みどり課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 45

市内巡回バスの運行復旧に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	交通政策課
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	西別館3階(旧執務室)にて必要な備品等の把握・搜索	○業務に必要な持ち物準備 □パソコン □プリンター □電話 □市内地図 □用紙類 □筆記用具等
●	市民会館へ移動し、執務室の開設	
●	必要機器・書類(電話・PC・地図)を準備し、市内の道路および交通状況を把握	
●	道路・施設等の状況により運行中止	
●	道路・施設等の復旧状況の確認・把握	
●	運行再開予定の確認(近鉄バスと調整)	○コミュニティバスの車両確保・車両点検 ○ドライバーを確保できるかどうか ○バスの運行ルートおよび時刻表の調整 ○再開予定の確認 ○利用者への周知(チラシ・掲示板・HP・フェイスブック等)
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○無線機×2    ○PC×4 ○プリンター×2    ○固定電話×2(3)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】交通政策課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022 年 3 月 31 日現在

No.

通常 46

放置自転車等対策関係に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	1ヶ月以内	
業務担当	担当課名	交通政策課
	責任者（役職）	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	保管返還業務・街頭啓発業務・移送業務の現況の把握	
●	人員の確保、車両、施設等の状況により再開の延期	
●	人員の確保、車両、施設等の復旧状況の確認・把握	
●	業務再開の確認（業者と調整）	
備考		
マニュアル等の有無		名称

## (2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

## (3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×4    ○プリンター×2 ○固定電話×2(3)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】交通政策課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

## (4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022 年 3 月 31 日現在

No.

通常 47

教職員の安否確認、人員確保に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	72 時間以内	
業務担当	担当課名	企画・教職員課
	責任者（役職）	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	被災状況確認書を元に学校再開に向けた職員体制を検討	
●	臨時的な学級編成や府教育庁へ相談し授業再開を検討	
備考		
マニュアル等の有無		名称

## (2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

## (3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×1(2)    ○プリンター×1(2) ○固定電話×1(2)    ○公用車×1		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】企画・教職員課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

## (4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022 年 3 月 31 日現在

No.

通常 48

被災児童・生徒の心のケアに関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	72 時間以内	
業務担当	担当課名	指導・人権教育課
	責任者（役職）	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	学校からの報告により、被災児童・生徒の被災状況を確認	
●	各校の被災状況から、カウンセラー優先配置校を選定	
●	財政課等と予算確保の調整を行う	
●	カウンセラーを確保し、学校配置を行う	
備考		
マニュアル等の有無		名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×1(2)    ○プリンター×1(2) ○固定電話×1(2)    ○公用車×1		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】指導・人権教育課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 49

教育に関する文書の管理、收受、発送等に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	1ヶ月以内	
業務担当	担当課名	教育総務課
	責任者（役職）	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	文書をファイリングするための場所及び資材の確保	
●	各学校からの文書を收受するボックスの確認	
●	各学校からの文書受付	
備考		
マニュアル等の有無		名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×1(4)    ○プリンター×1(4) ○固定電話×1(3)    ○公用車×1		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】教育総務課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022 年 3 月 31 日現在

No.

通常 50

学校施設等の維持・管理等に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2 週間以内	
業務担当	担当課名	学校管理課
	責任者（役職）	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	所管施設の被災状況の整理	
●	破損および修理必要箇所等の把握	
●	関係部署等と連携して、所管施設を修理（資材調達）	
●	修理箇所を業者発注	
●	危険箇所の立入禁止措置	
備考		
マニュアル等の有無		名称

## (2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	当該業務経験がある職員
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

## (3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×5(8)    ○プリンター×1(3) ○固定電話×3(6)    ○公用車×1		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】学校管理課執務室 【現場】学校等所管施設
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

## (4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 51

給食費管理システムの点検・復旧に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	学校管理課
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	増員者が使用するOA機器・電話機・備品等の準備(既存のPC等を使用)	
●	給食費管理システムの点検	
●	システム復旧(資材調達)	
●	業者にシステム復旧依頼	
●	システムの正常稼働を確認	
備考		
マニュアル等の有無		名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	当該業務経験がある職員
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×5(8)    ○プリンター×1(3) ○固定電話×3(6)    ○公用車×1		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】学校管理課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 52

<b>奨学貸付基金に関する業務</b> <b>就学援助に関する業務</b> <b>児童、生徒、教職員等の検診および予防に関する業務</b> <b>児童、生徒の災害共済給付に関する業務</b> <b>学校保健に関する業務</b>		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	1ヶ月以内	
業務担当	担当課名	学校管理課
	責任者（役職）	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	従事者が使用するOA機器・電話機・備品等の準備(既存のPC等を使用)	
●	基幹系システムの点検	
●	簿冊・データ等の搜索	
●	4名体制により学事等に関する事務等を実施	○奨学金返還受付業務・相談業務 ○就学援助金受付・支給・相談業務 ○児童・生徒・教職員検診に関する業務 ○災害共済給付に関する業務 ○学校保健に関する業務
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	当該業務経験がある職員
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×5(13) ○プリンター×1(4) ○固定電話×3(6) ○公用車×1		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】学校管理課執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.	通常 53
-----	-------

<b>所管施設の被災状況の応急復旧に関する業務(総合文化センター、アクロス、来ぶらり南郷、来ぶらり四条、野外活動センター等)</b>		
<b>市内にある文化財の被害状況の把握に関する業務</b>		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	生涯学習課
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	指定管理者等と応急修理および備品調達等の見積	
●	予算化等の処置および物品の購入	
●	施設の応急復旧および再開	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

## (2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	応急修繕に関する技能のある職員 建築物に関する知識のある職員
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

## (3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×2(4)    ○プリンター×1(4) ○固定電話×2(5)    ○公用車、カメラ×1		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】生涯学習課執務室 【現場】各所管施設
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

## (4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 54

### 所管施設の被災状況の応急復旧に関する業務(市民体育館、龍間運動広場、市立テニスコート、四条体育館、四条グラウンド、北条体育館、北条グラウンド等)

業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	スポーツ振興課
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

#### (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	所管施設の被災状況の応急復旧	○電源、照明等の復旧 ○復旧に必要な人員(支援)の確保 ○破損した資機材等の調達完了
●	所管施設内で業務ができるよう片付け	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×1(3) ○プリンター×1(3) ○固定電話×1(3)		
応援団体に依頼			
	応援団体に依頼	本市で準備	
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】スポーツ振興課執務室 【現場】各所管施設
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.	通常 55
-----	-------

**①会計管理者公印使用の可否確認に関する業務、②指定金融機関の被災状況確認および資金確保の可否確認に関する業務、③手書き用支出命令書による資金前渡の通知に関する業務、④財務会計システムの復旧時期確認に関する業務、⑤現金等の出納・保管に関する業務、⑥小切手の振り出しに関する業務**

業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	72 時間以内	
業務担当	担当課名	会計室
	責任者（役職）	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	執務室内の被災状況確認	○電源・照明の確認 ○資機材・金庫室の被災確認 ○復旧に必要な人員(支援)の見積 ○破損した資機材の掌握(調達準備)
●	転倒レベルで、入室困難等の場合、業者等に部外力により対応を検討	(金庫室から公印を取り出せない場合)
●	部屋の片づけ、必要資機材、資料等の搜索・把握	○転倒書庫の整理 ○資機材の確保(購入)
●	公印・小切手、資機材等を確保し、市民会館で業務を再開	
●	指定金融機関状況把握・調整資金(現金)確保の可否	○会計管理者公印・小切手の確保 ○指定金融機関派出所の確保 ○資金(現金)確保 ○財務会計システムの復旧確認 ○手処理により支出命令書作成 現金窓口払い ○収納金は近接金融機関が復旧するまで保管
●	手書き処理による現金払いにて必要資金支給	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

### (2)人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業	○ 指定金融機関(りそな銀行)		派出行員(業務②)
	○ 財務会計システム(TKC)		大東市担当者(業務④)
一般ボランティア			
その他			

### (3)業務資源

		必要な資機材等	
市で準備		○PC×3    ○プリンター×1 ○固定電話×3	
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】会計室執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

### (4)その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 56

<b>有価証券の出納・保管に関する業務</b>		
<b>支出負担行為の確認に関する業務</b>		
<b>物品の出納・保管(使用中の物品に係る保管を除く)に関する業務</b>		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	会計室
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	増員者が使用するOA機器・電話機・備品等の準備(既存のPC等を使用)	
●	3名体制により審査・出納事務を実施	
●	手書き処理による現金払いにて必要資金支給	
●	各課にて支出命令書等の作成	
●	審査業務	
●	出納担当を経由し、振込事務	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×3(6) ○プリンター×2(3) ○固定電話×2(5)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】会計室執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 57

財産の記録管理に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	1ヶ月以内	
業務担当	担当課名	会計室
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	重要物品の被災状況各課等に照会	
●	使用に耐えないものは廃棄の手続き	
備考		
マニュアル等の有無		名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×3(6) ○プリンター×2(3) ○固定電話×2(5)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】会計室執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 58

<b>選挙管理委員会運営に関する業務（選挙期間以外の事務）</b> <b>選管・公平・監査委員への情報提供</b> <b>定時登録等法定事項に関する業務</b> <b>北河内七市選管、大阪府選管等関係機関との連絡調整等業務</b> <b>開票所・投票所等の被災状況の確認等に関する業務</b>		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	2週間以内	
業務担当	担当課名	選挙管理委員会・公平委員会・監査委員事務局
	責任者（役職）	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	【選挙期間外】 優先度の高い選管・公平・監査業務等の実施	○投票所・開票所等被災状況の確認 ○定時登録等法定事項の実施 ○選管委員・公平委員・監査委員との連絡調整
●	書類等の作成	○報告書類の作成
●	【選挙期間中】 選挙の準備の推進	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×9   ○プリンター×2 ○固定電話×2 ※選挙期間中期日前投票所: PC×9(本部用2台含む)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】選挙管理委員会・公平委員会・監査委員事務局執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022 年 3 月 31 日現在

No.

通常 59

各局、業務再開準備に関する業務 定例支払、精算事務等に関する業務 選挙機材等の点検・復旧等に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	1ヶ月以内	
業務担当	担当課名	選挙管理委員会・公平委員会・監査委員事務局
	責任者（役職）	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者（役職）	
	連絡先	

### (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	【選挙期間外】 優先度の高い選管・公平・監査業務等の実施	○定例支払い・精算等に関する業務 ○選挙機材等の点検・復旧に関する業務
●	【選挙期間中】 選挙の準備の推進	
備考		
マニュアル等の有無	名称	

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	○PC×9    ○プリンター×2 ○固定電話×3 ※選挙期間中期日前投票所: PC×9(本部用2台含む)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】選挙管理委員会・公平委員会・監査委員事務局執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--

## 業務別受援マニュアル

2022年3月31日現在

No.

通常 60

議会システムの点検・復旧等、議会運営に関する業務		
業務区分	優先すべき通常業務	
開始時期区分	1ヶ月以内	
業務担当	担当課名	議会事務局
	責任者(役職)	
受援担当窓口	部・課名	
	担当者(役職)	
	連絡先	

## (1)業務内容と役割分担

受援対象	業務内容	応援に求める内容
●	使用する各種システムの復旧作業	
	本会議、再開	
	議事録作成のため、録音機器対応の準備	
	本会議、再開へスタンバイ	
備考		
マニュアル等の有無		名称

(2) 人的支援

区分	団体名等	協定名・根拠法	求める職種・資格・技能・経験等
自治体	○ 北河内7市	災害相互応援協定書	
	○ 四條畷市、生駒市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 長浜市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 松阪市	大規模災害時における相互応援協定	
	○ 大阪府(国、関西広域連合)	災害対策基本法第68条	
専門団体			
民間企業			
一般ボランティア			
その他			

(3) 業務資源

必要な資機材等			
市で準備	PC×4(6) プリンター×1(2) 固定電話×2(4)		
応援団体に依頼			
		応援団体に依頼	本市で準備
応援職員の活動環境	活動拠点		【拠点】議会事務局執務室
	宿泊場所	●	
	食料等	●	

(4) その他

--